

独占禁止法審査手続についての懇談会（第5回）議事録

- 1 日時 平成26年5月14日（水）14：00～16：25
- 2 場所 中央合同庁舎第8号館8階特別中会議室
- 3 出席者

（懇談会委員）

座長	宇賀 克也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
座長代理	舟田 正之	立教大学名誉教授
委員	青柳 馨	日本大学大学院法務研究科教授
	今井 猛嘉	法政大学大学院法務研究科教授
	及川 勝	全国中小企業団体中央会政策推進部長
	大沢 陽一郎	株式会社読売新聞東京本社論説委員
	川出 敏裕	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	川島 千裕	日本労働組合総連合会総合政策局長
	河野 康子	全国消費者団体連絡会事務局長
	榊原 美紀	日本経済団体連合会経済法規委員会競争法部会委員 弁護士
	泉水 文雄	神戸大学大学院法学研究科教授
	三村 優美子	青山学院大学経営学部教授
	村上 政博	成蹊大学大学院法務研究科教授
	矢吹 公敏	弁護士

（ヒアリング対象者）

公正取引委員会 松尾経済取引局長、岩成官房参事官、山口審査局企画室長、
小室審査局審査企画官

（事務局）

内閣府 梅溪内閣府審議官、独占禁止法審査手続検討室 井内室長、品川参
事官等

4 会議次第

- （1）開会
- （2）公正取引委員会からのヒアリング
- （3）質疑応答
- （4）閉会

5 議事録

○宇賀座長 それでは、定刻でございますので、ただいまより第5回「独占禁止法審査手続についての懇談会」を開催させていただきます。

委員の皆様方には、御多忙のところお集まりいただき、ありがとうございます。

本日は、中川委員が所用のため御欠席でございます。また、稲田内閣府特命担当大臣は本日は所用のため御欠席でございます。

まず、本日お手元に資料1と番号を付した日本経済団体連合会からの提出資料をお配りさせていただいております。これは3月27日に開催した第2回懇談会で実施したヒアリングの際に、日本経団連から提出いただいた資料の補足資料でございますので、皆様御確認をいただければと存じます。

資料2-1から資料2-4までは公正取引委員会の提出資料でございます。

なお、このほか公正取引委員会から、この場限りとして懇談会終了後回収させていただき、懇談会のウェブサイトにも掲載しないということでよろしければ、追加資料をお配りしたいとの申出がございました。公正取引委員会によれば、機微にわたる内容とのことで、そのような前提で配布していただいております。

また、その資料に関するやり取りがあった場合には、議事録につきましては私の判断で配慮させていただきたいと考えております。

以上の2点につきまして、御異存はありませんでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○宇賀座長 ありがとうございます。では、そのように進めさせていただきたいと存じます。公正取引委員会から委員の皆様への配布をよろしく願いいたします。

(資料配布)

○宇賀座長 それでは、本日の議題に入ります。これまで実施してきましたヒアリングの最終回ということで、本日は公正取引委員会からのヒアリングを実施いたします。

公正取引委員会から松尾勝経済取引局長、岩成博夫官房参事官、山口正行審査局企画室長、そして、小室尚彦審査局審査企画官の4名にお越しいただいております。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

第2回懇談会では経済団体から、第3回懇談会と第4回懇談会の前半では、独占禁止法の事件で実際に企業の代理人を数多く務めておられる弁護士や欧米の実務に詳しい弁護士から、第4回懇談会の後半では公正取引委員会の行政調査に類似するような調査を実施している省庁として、証券取引等監視委員会と国税庁から、そして法制審議会で行われている刑事手続の見直しに向けた議論の現状等を把握するため、法務省からヒアリングを実施いたしました。

これまでのヒアリングにおきまして、調査を受ける者の防御権について多くの要望や意見が示されましたので、本日はそれらも踏まえまして、防御権の強化についての公正取引委員会の考え方を伺いたいと存じます。

また、委員の皆様から事前にいただいた公正取引委員会に対する質問につきましては、事務局を通じて公正取引委員会に伝えていただいておりますので、本日はそれらの質問に対する回答も併せて御説明を伺いたいと存じます。

本日のヒアリングにおける質疑の際の運営について申し上げます。前回及び前々回の関係各界からのヒアリングにつきましては、いずれの回も終了予定時刻を大幅に超過いたしました。本懇談会は15名という多くの委員の方々に構成されていますので、1人の委員が発言に多くの時間を取ってしまいますと、どうしても残りの他の委員の方々の御質問時間にしわ寄せが出てまいります。実際に、時間が大幅に超過してしまったということで質問を断念された委員もおられたと聞いております。ヒアリングは基本的には説明者との議論をする場ではなく、限られた時間の中で今後の検討のために有用な情報を得る場とさせていただきたいと考えております。

私としては、活発な質疑応答のためには必要な範囲内の多少の延長はお許しいただければと思っておりますが、基本的には予定された時間の中で委員の皆様が同じように質問の機会を得て質問をし、懇談会として今後の検討のための有用な情報をしっかりと得られるようにしたいと考えております。

そこで、御質問のある委員におかれましては、これまでと同様にネームプレートを立てていただきましたら、私が順番に指名いたします。その際は質問のみを端的に御発言ください。他の委員と重複する質問は除いていただきますようお願いいたします。

今回は、あらかじめ各委員から公正取引委員会に質問事項を提出していただいておりますので、1巡目の質問の数はお一人当たりひとまず2つまでとさせていただきます、質疑応答が一巡した後になお質問がおありの場合には、改めてネームプレートを立てていただければと存じます。

以上のような形で進めてまいりたいと考えておりますので、委員の皆様のご理解と御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、公正取引委員会の松尾勝経済取引局長から御説明をお願いいたします。

○松尾公正取引委員会経済取引局長 公正取引委員会の経済取引局長の松尾でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、お手元にお配りしてございます資料2につきまして、御説明させていただきたいと思っております。

独占禁止法の審査手続につきましては、これまでこの懇談会で実施していただいたヒアリングにおいて様々な御意見がございましたが、その御意見に対する考え方も含めた形で審査手続の在り方に関する公正取引委員会の見解といたしまして、この資料を用意させていただいたところでございます。時間も限られておりますので、ポイントを絞って説明させていただきます。

また、事前に委員の皆様方から御質問をいただいておりますが、一部の質問につきましては、この説明に織り込んだ形で回答させていただくということといたしまして、説明の

中で回答できなかったものにつきましては、最後にまとめて回答するという形にさせていただきますと考えております。

まず、資料2-1を御覧いただきたいと思います。「独占禁止法審査手続の在り方について」という資料でございます。

1ページ、審査手続に関する基本的な考え方でございますが、公正取引委員会といたしましては、手続保障に係る制度につきましては、大きく2つの観点を踏まえつつ慎重に検討すべきと考えております。

まず、1つ目の観点といたしましては、日本と欧米との法制度の相違という点でございます。2つ目の観点といたしましては、刑事手続を含みます国内の他の法令との整合性、これら2つの観点を考慮する必要があると考えております。

また、実態解明機能に支障が生じるような手続保障につきましては、我が国市場における独占禁止法違反行為の排除・抑止による我が国競争秩序についての信任の維持に困難を来すため、そのような手続保障を認めることは適当ではないと考えておるところでございます。

まず、欧米との法制度の相違につきましては、これまでのヒアリングにおきまして諸外国で認められている権利が日本では認められていないことから、この点について整合性を図るべきといった御意見もございましたが、行政調査手続の問題につきましては、事件関係人の防御権と違反被疑行為に対する当局の実態解明機能との間のバランスが非常に重要であると考えております。欧米では様々な手続保障が導入されておりますが、実態解明に支障が生じないのには理由があると考えております。すなわち、事業者が当局の調査に協力するインセンティブがございまして、非協力に対するディスインセンティブがあるからこそ、手続保障を導入しても実態解明に支障が生じないものとなっております。すなわち、法制度全体から見て防御権と実態解明機能とのバランスが確保されているのであり、各国における法制度を勘案せずに欧米で認められていることを理由にそれと同様の手続保障を導入することは適当ではないと考えております。

また、国内の他の法令との整合性でございますが、これまでのヒアリングで主張されているものにつきましては、国内の他の法令において認められていない手続保障でございます。特により高い権利保障が求められる、刑事手続においても認められていない手続保障を独占禁止法の審査手続に導入することは、日本の法体系全体の在り方にも波及することとなりますので、慎重に検討する必要があると考えております。

具体的に申し上げますと、独占禁止法の行政調査手続は行政処分を行うための手続であり、行政処分の内容も違反行為の取りやめと金銭的不利益処分であり、刑事罰であるとか行政処分の中でも営業停止命令、許認可の取消しといった一般的に不利益性が高いといわれる処分を行っているわけではございません。

また、調査の過程において逮捕、勾留といった身柄拘束を伴うわけでもございませんので、そのような手続について最も厳格な手続保障が求められる刑事手続においてすら認め

られていない手続保障を認める必要性はないと考えております。

続いて、日本と欧米の法制度につきまして、存在する4つの相違点について御説明いたします。2ページを御覧いただきたいと思っております。

第1の相違点、理由①でございます。欧米では当局の調査に協力するインセンティブが大きく働くということが挙げられます。

この点につきまして、3ページの「調査に協力するインセンティブ」を御覧いただければと思っております。日本の課徴金制度と欧米の制裁金・罰金制度との比較を記載してございますが、大きく異なる点といたしまして、第1回会合でも御説明いたしました。金銭的不利益処分の水準が欧米の制裁金・罰金の水準は極めて高く、日本の課徴金は低いという点でございます。

また、事業者の調査協力、非協力の状況を勘案して基礎額の加算、減算を裁量的に行うことができるようになっておりますことから、協力しなければそれだけ高い制裁金等を課せられるリスクが高まりますので、事業者といたしましても、事実認定に資する証拠や口頭を含むコーポレート・ステートメント、陳述書等を自ら出すなど、当局の調査に積極的に協力するインセンティブが働くこととなります。

一方で、日本におきましては課徴金の水準が低く、調査協力、非協力を勘案する仕組みもございませんので、事業者が調査に協力するインセンティブは働かず、むしろ違反の事実認定の範囲をできるだけ狭くするなどして課徴金額を減らすことを狙い、事実解明に協力しないというインセンティブが働くことになると考えております。

更に1枚めくっていただきまして、4ページ、ここに記載しましたとおり、リニエンスー制度についても欧米と日本とでは大きな相違がございます。この点も第1回会合で御説明いたしました。また第3回会合でムシス弁護士からも強調して指摘がされておったところでございますが、欧米のリニエンスー制度におきましては、申請後の調査への協力の程度、証拠の付加価値等も勘案して減額率を裁量的に決定することができ、また、リニエンスーの要件といたしまして、当局の調査に全面的かつ継続的に協力することが義務づけられておるところでございます。

そのため、申請順位にかかわらずより多く減額されるよう積極的に調査に協力するインセンティブが働きますので、違反事件の端緒を得るだけではなく、その後の調査活動において事業者の協力を得て、効率的に事件を処理するためのツールとしても機能しているところでございます。

一方、日本におきましては申請順位と申請時期のみによって固定された減額率が決定されることとなっております。また、減免申請の取消しにつきましては、虚偽の申請等に限定されている上、その認定は容易なものではなく、一度減免の資格を確保してしまえばそれ以上調査に協力するインセンティブが働かないような仕組みとなっております。そのため、違反事件の端緒を得るためのツールとしてはともかく、その後の調査活動において協力を得るためのツールとしては、欧米のように機能していないというのが現状でございます。

ます。

資料の2ページに戻っていただきたいと思います。理由②の調査非協力・妨害を行うことのデメリットについて御説明いたします。

先ほど欧米では制裁金や罰金の算定に当たり、調査の協力の程度を勘案できると申し上げましたが、調査非協力や妨害が認定された場合には、そのことも勘案されることになっております。特にEUにおきましては、調査非協力に対する加算率には上限がございませんので、調査非協力によりかなり高額な制裁金を課されるリスクを負っております。

また、それ以外にも米国では司法妨害罪として単体で刑事罰を科されることもございますし、EUでも違反行為についての制裁金とは別途の制裁金が課されることもございます。日本におきましては、調査妨害を理由とした課徴金の増額はできません。検査妨害罪の規定はございますが、検査妨害罪の立証は故意、過失についても立証する必要があるなど、立証に要求される水準が高く、これまでに当委員会が告発した事例はございません。

一方、欧米では調査非協力等により制裁金を増額した事例がございますし、単体として刑事罰、制裁金を科した事例もあるなど、これらの規定が十分に機能している状況でございます。

次に、理由③でございます。違反行為の立証水準や要証事実の違いがあり、立証上の負担の軽重にかなりの差がございます。米国ではカルテル事案は当然違法とされておりまして、合意があれば市場への影響を考慮することなく違法となります。また、刑事手続には司法取引がございますので、事業者や従業者が罰金の減額を狙って有罪答弁を行うなど、当局側の立証負担も軽減されておるところでございます。

EUでも同様にカルテル事案につきましては、競争制限の目的を有した合意のみを立証すればよく、具体的な競争制限効果の立証は必要ございませんし、合意につきましても、一定の推定が働くことになっております。

一方、これに対しまして、日本におきましては合意及び具体的な競争制限行為の立証が必要とされ、それらの立証に当たっては「高度の蓋然性」といった立証水準が求められている上、事業者から自発的に証拠等が提出されるわけではございませんので、立証負担も大きなものとなっているところでございます。

最後に理由④でございますが、第1回会合でも申し上げましたとおり、日本では供述調書が非常に重要な証拠となっております、違反行為の立証には必要不可欠なものとなっております。

一方、欧米では司法取引の存在やコーポレート・ステートメントの積極的な提出により、供述調書の位置づけが低くなっておりまして、供述調書以外の方法で違反行為の立証ができる仕組みが存在している状況となっております。

さらに、米国におきましては通信傍受やおとり捜査といった強力な調査手法も存在しているところでございます。

なお、供述調書の重要性については、これまでのヒアリング等において供述調書に重点

が置かれ過ぎているという御意見もございましたが、独占禁止法事件ではそもそも物証が乏しいこともございまして、客観的証拠を重視しながらも限定的、断片的な証拠をつなぐ供述調書が現実的に重要な位置を占めているところでございます。

また、訴訟においては「高度の蓋然性」という高い立証水準が要求されておきまして、物証のみで違反行為を立証することは極めて困難でございます。立証水準の問題は証拠に関する裁判所の評価に係る問題であることから、そのような高い立証水準を前提として違反行為を立証するためには、供述調書は必要不可欠なものとなっております。

以上のように、日本と欧米では様々な前提条件が異なるところ、欧米のような前提条件が整っておりません日本におきまして、欧米と同様の手続保障を認めた場合に実態説明機能にどのような影響が生じるのかを十分に懇談会においては御検討いただきたいと考えておるところでございます。

続きまして、2つ目の観点でございます国内の法制度との整合性について御説明いたします。資料の5ページを御覧ください。

5ページの表は、立入検査時における弁護士の立会い、供述聴取時における弁護士の立会い、弁護士・依頼者間秘匿特権、供述調書作成時の写しの交付、自己負罪拒否特権について、他法令の状況をまとめた表でございます。

御覧のとおり、これらの手続保障は刑事訴訟法の自己負罪拒否特権を除けば、他の法令において規定上も認められておりませんし、一部を除き運用上も認められておりません。

6ページの国内の行政調査手続における調査権限の比較についてまとめた表を御覧いただきたいと考えます。これまでのヒアリングにおきまして、公正取引委員会には刑事手続に匹敵するような調査権限が与えられているといった御意見もございましたが、当委員会の調査は身柄拘束を伴うものでもございませぬし、他の行政調査でも認められている一般的な調査権限となっております、行政処分に照らして特に強力な調査権限が付与されているというわけでもございませぬ。

また、先ほど申しましたとおり、課徴金減免制度にいたしましても、調査活動において協力を得るためのツールとしては欧米のように機能していない状況にあります。そのため、独占禁止法のみ手続保障を行う必要性はなく、他法令との整合性の観点からも適当ではないと考えているところでございます。

7ページ、先ほど5ページで御覧いただいたとおり、現在議論されている各種の手続保障を認める規定につきましては、国内の他の行政調査手続には存在しておりませぬ。一方で、一部の手続保障等について独占禁止法とは異なる運用も見られる部分がございますが、これらは当該法律が対象とする事案の特徴等の違いに対応しているものでございまして、当委員会の行政調査手続にそのまま導入すべきものではございませぬ。

例えば第4回会合で国税庁からヒアリングが行われましたが、税務調査では対象者のところに赴く際に事前通知を行っておるところでございますが、これは事業者に原則として帳簿保存義務がございませぬので、独占禁止法と比較して証拠隠滅が容易ではないというこ

とが考えられます。また、対象者への質問等に税理士が立ち会っているという説明もございましたが、税理士は申告の段階から関与しているケースが多く、正に帳簿等の作成当事者として関与していることから立ち会っており、独占禁止法において弁護士が立ち会うということとはその意味合いが異なるものでございます。

資料の8ページを御覧いただきたいと思えます。ここでは刑事手続の手続保障の真相解明のための権限のバランスについて記載しております。刑事手続におきましては、令状主義や押収拒絶権などの手続保障が認められておりますが、これらは逮捕、勾留、捜索・差押えといった真相解明のための権限、権利侵害の程度等に対応するものとして保障されているものと考えられます。すなわち、現行において刑事手続における手続保障と真相解明のための権限はバランスが取れている状態と考えられます。

その一方で、現在、この懇談会で議論されております各種手続保障を認める規定につきましては、刑事手続に置かれておりませんが、その理由としてはこれらを導入してしまうと真相解明のための権限と手続保障のバランスを失い、真相解明機能に支障が生じることが懸念されるためであると考えられます。

前回、法務省からヒアリングでも説明がございましたが、次のページに参考として記載しておりますとおり、刑事手続におきましても、供述聴取時における弁護士立会いや秘匿特権等は認められておりません。このことは、独占禁止法の行政調査においても同様であり、刑事手続においてもバランスを失うような手続保障を導入すれば、実態解明に支障が生じることが強く懸念されるところでございますが、具体的にはどのような支障が生じることとなるかにつきましては、この後の資料2-2において御説明いたしたいと思えます。

続きまして、資料2-2を御覧いただきたいと思えます。

この資料におきましては、これまでのヒアリングにおいて主要な論点となっております立入検査時における弁護士の立会い、供述聴取時における弁護士の立会い、弁護士・依頼者間秘匿特権、供述調書作成時における写しの交付及びメモの作成、自己負罪拒否特権、これら個別の手続保障ごとに公正取引委員会の見解を御説明させていただきたいと思えます。

まず、資料の1ページ目、立入検査時における弁護士の立会いでございますが、審査実務といたしましては、円滑な立入検査の実施に支障がない限り、弁護士が立ち会うことを特に拒否してはおりませんが、弁護士の到着を待たずに立入検査を開始しております。

以下で、具体的な取組を記載しておりますが、立入検査に当たっては事件名、被疑事実の要旨等を記載した告知書を責任者に手交し、法的根拠等について必ず説明を行っております。また、立入検査や提出命令の対象につきましては、違反被疑事実に関係すると判断した範囲で行っているところでございます。また、提出命令を行った場合には品目録を必ず作成し、責任者等の面前で全ての物件を1点ずつ提示いたしまして、品目録と照合しておりますし、特に日常の業務に必要なような書類等につきましては、原則として当日の謄写も認めておるところでございます。

このように、適正手続の下、立入検査が実施されているということが実態でございますので、弁護士の到着を待つ必要はないと考えているところでございます。

次に、2ページを御覧いただきたいと思います。ここには弁護士の立会いを権利として認めた場合の審査実務への影響について記載してございます。現行の制度では調査協力へのインセンティブ等が欧米と比較して不十分でございますので、弁護士を待った場合に実態解明が阻害される可能性が高いことが挙げられます。すなわち、弁護士が到着するまで立入検査を開始することができなくなりますので、弁護士の到着を待つ間に従業員等による証拠隠滅が行われるおそれがございます。

また、これまでの懇談会の議論でもございましたが、日本におきましては、独占禁止法の知識を十分に有している弁護士の数が少なく、また大都市圏に偏在しているといった事情もございましたので、特に地方において事件が起きた場合には、弁護士の到着まで数時間も待つこともあり得るなど、円滑な立入検査の実施に支障が生じるおそれがございます。

なお、先ほど申しました証拠隠滅の懸念につきましては、抽象的な議論ではございませんで、下のほうに記載しておりますとおり、これまでも立入検査時において証拠隠滅等を行った、あるいはそれを図った具体的な例も現に存在するところでございます。

このような状況におきまして、弁護士の立会いを権利として認めた場合には、立入検査で必要な証拠を収集できなくなるおそれがあるなど、実態解明機能に支障が生じることとなるため、これを認めることは適当ではないと考えているところでございます。

なお、3ページの欧米の実務・法運用につきましては、時間の都合上、説明は省略させていただきます。

次に4ページを御覧いただきたいと思います。供述聴取時における弁護士の立会いについてでございます。審査実務といたしましては、弁護士の立会いの下での供述聴取は行っておりません。ただし、当委員会が行う供述聴取は、弁護士との相談については供述聴取の前後等に相談したり、その内容を報告して弁護士からアドバイスを受けたりすることは可能ということになってございます。

また、供述聴取時に審査官の言動に問題が見られる等の指摘もございましたが、不当な聴取は行われていないことは明確に申し上げておきたいと思っております。当委員会が行います供述聴取は複数の違反被疑事業者の従業員等に対し実施するとともに、リニエンシー申請時の情報を含む端緒情報や、その時点までに得られている証拠に照らしながら供述を録取しておるところでございますので、ありもしない事実を供述調書に記載し、証拠化するということはございません。さらに、従業員は当委員会の行政処分の対象ではなく、また、身柄の拘束も行っておりませんので、聴取の前後等に会社や弁護士と相談することもできますし、適時適切に休憩時間も確保しておるところでございます。

そして、これまでの判決、審決において当委員会の供述調書の任意性・信用性が否定されたこともございません。

なお、行政処分の審決取消請求訴訟で供述調書の任意性・信用性が争われるケースはど

れくらいあるのか。また、そのために訴訟が長期化しているのかといった御質問もいただいております。訴訟の長期化の点につきましては、訴訟の期間は事件の規模や争点などによってケース・バイ・ケースであり、一概にお答えすることはできませんが、どれくらいあるのかという点につきましては、これまでに審査官による不当に供述聴取が行われたとして任意性・信用性が争われた訴訟の割合は、訴訟全体の約1割程度となっております。

このように、大半の事件におきましては任意性・信用性について争われているところではございません。これまでに任意性・信用性が争われた事案の判決につきましては、参考資料1として添付しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

以上の状況に鑑みれば、当委員会の供述聴取に刑事手続でも保障されていない弁護士の立会いを認める必要性はないものと考えております。

資料の5ページに移りたいと思います。ここは弁護士の立会いを認めた場合の審査実務への影響について記載しております。先ほど申し上げましたとおり、調査協力のインセンティブ等が欧米と比較して不十分でございますので、事業者と従業員が共に法違反に係る事実を説明することが利益とならないということでございますので、事業者等の代理人たる弁護士が同席しても、実態解明に資するということが期待できません。同席した弁護士が審査官の質問に対して介入することにより、円滑な供述聴取が妨害されるおそれもございますし、また、弁護士を介した供述調整や否認の懲慥など、供述聴取の妨害・非協力的な対応が行われやすくなるのではないかと懸念されるところでございます。

下のほうに記載しておりますとおり、過去にも弁護士が違反被疑事業者に対して非協力的な対応を指導していた例がございまして、審査活動に非協力的な態度に終始するということがかなり一般的に行われているという状況でもございます。具体的な件数は申し上げられませんが、ここ数年でも十数件の事例を確認しております。そのような状況の中で、弁護士が立ち会うことになれば、供述聴取の在り方が変容してしまい、供述聴取が機能しなくなるということが考えられるところでございます。

また、事業者側の弁護士と従業員側の弁護士のどちらの弁護士を立ち合わせるべきかという御議論もございました。結論から申し上げますと、どちらの立場の弁護士であっても認めることは適当ではないと考えておるところでございます。

まず、違反行為に関与していた従業員はそもそも事業者の影響下にございまして、事業者に不利益となる供述はしにくい状況にございます。そのような中で、事業者側の弁護士が立ち会った場合には違反行為に関与していた従業員は、自身の供述内容が弁護士を通じて直ちに事業者に伝わることとなることから、自身への処分を恐れて供述に委縮してしまい、事業者に不利益となる内容の供述を行わなくなるなど、従業員等から自らの経験等の具体的な供述を得ることができなくなる懸念がございします。

さらに、日本では調査について協力するインセンティブが十分ではございませんので、事業者として法違反に係る事実を供述しないことや、減免申請を行った場合であってもそ

れ以上の詳細な事実は報告しないことが利益となると考えられるため、従業員に対しても、違反行為に関与したとしてもその旨を供述しないよう懲憑することが合理的ということになると考えられます。このため、事業者側の弁護士が立ち会った場合には、従業員等から違反に係る具体的な供述を得ることができなくなるということが考えられます。

他方、従業員の弁護士が立ち会う場合についてでございますが、経済界からのヒアリングでもあったように、日本では従業員が弁護士を雇うという習慣はございませんので、事業者が依頼した弁護士が従業員の立場として立ち会うことが想定されるところでございます。このように、事業者が従業員の弁護士費用を負担する場合には、事業者の影響力を排除することはできず、結局のところ従業員は自由な立場で話をするできないこととなります。

また、純然たる従業員の立場として弁護士が立ち会った場合については、仮に社内処分を回避する観点から弁護士を雇うのであれば、当該弁護士としては従業員の利益を守るために違反行為に関与したことは話すべきではないとアドバイスすることが合理的ということになると考えられますので、やはり従業員は違反に係る具体的な供述をしにくくなり、供述聴取が機能なくなるということになります。

なお、仮に社内処分を恐れて従業員が供述できないということであれば、社内での事実の報告について社内処分を軽減する仕組みを整備することに加え、当委員会に対して事実を供述することについて、事業者と従業員の間で社内処分の調整、例えば違反事実に係る供述の内容を踏まえて社内処分を行うことはしない旨を明確にするなど、社内における調整で解消すべきものでございまして、当委員会の調査に制約を加える理由にはならないと考えておるところでございます。

弁護士の立会いにつきましては、立ち会うだけで口を挟ませないようなやり方も考えればよいといった御意見もあったところでございますが、そのような立会いにおきましても、違反行為の内容や違反行為への関与を話すインセンティブは低くなることはあっても高まることはなく、実態解明への影響は無視できないものと考えられるところでございます。

なお、資料の6ページにつきましては、これも時間の都合上説明を省略させていただきたいと考えます。

資料の7ページを御覧いただきたいと思っております。弁護士・依頼者間秘匿特権でございますが、審査実務といたしましては、弁護士・依頼者間で法的助言を求めるコミュニケーションであっても、他の情報と同様に提出命令等の対象となり得るものとして取り扱っておるところでございます。また、このような依頼者側の秘匿する権利については、日本の他の法令においても認められておりません。

他方で、秘匿特権がないことにより社内コンプライアンスが進まないといった御意見もございましたが、現状、弁護士とのコミュニケーションができないなどの具体的な問題は生じていないと考えております。すなわち、現行の制度下におきましても、課徴金減免申請は多く行われておりまして、当該申請に弁護士の方が関与している例が多数ございます。

また、立入検査後も当委員会への対策について弁護士と相談するなど、秘匿特権がないことにより弁護士からの適切なアドバイスを受けられなくなっているという状況にはないと考えているところでございます。

また、社内調査の際に弁護士が従業員からヒアリングを行った場合、当該ヒアリングの記録は従業員の秘匿特権として保護されるわけではございませんので、事業者が当該ヒアリングの記録を当局へ提出する場合などには、これを従業員が止めることはできません。すなわち、従業員の意思にかかわらず供述した内容が外部へ流出する可能性があるため、従業員が社内調査に協力しやすくなることも限らないということでございます。

さらに、日本の当局に秘匿特権に該当する文書を提出してしまうと、秘匿性が失われ、他の当局から秘匿特権に該当する文書を提出させられるという御意見もございましたが、少なくとも米国におきましては、一部判決において当局の命令を受けて提出する場合には、秘匿特権は失われまいという考え方が示されておるところでございます。

また、これまでに公正取引委員会が調査で取得した証拠を海外当局へ情報提供したということもございません。さらに、当委員会に対し米国の裁判所からディスカバリー要求がなされたこともございませんし、過去に当委員会に減免申請を行った事業者に対しまして、ディスカバリー要求があった際には、裁判所に意見書を提出して当該要求に反対しておるところでございます。そのディスカバリー要求も認められておりません。

以上のとおり、秘匿特権が認められていないことにより具体的な支障が生じているという状況にはございませんので、秘匿特権により保護する法益があるとは考えておりません。

8 ページ、ここは秘匿特権を認めた場合の影響について、4 点ほど記載させていただいております。まず1つ目といたしまして、調査協力へのインセンティブ等が不十分であることから、事業者が弁護士へ相談しても弁護士が当局に報告しないよう助言したり、違反行為を立証されないよう、当委員会への対策を講じることがあることから、そのような通信に秘匿特権を認めることとなれば、違反行為の秘匿が一層行われやすくなります。

また、第3回のヒアリングにおきまして、弁護士が社内調査を行いコンプライアンスを促せば、自浄作用が働くとの御意見もございましたが、社内調査の結果違反行為があった場合に、それを当局へ報告しないのであれば、当委員会による調査も行われず排除措置命令の適切な執行による競争の回復、課徴金納付命令を通じた違反行為抑止という法執行の目的は果たされないこととなります。

3つ目といたしましては、秘匿特権の範囲を幾ら限定いたしましても、秘匿特権に該当するか否かの争いは生じ、ましてや判断に係る蓄積もございませんので、争いに決着がつくまで相当な時間がかかるおそれがございます。また、当該争いについて判断がなされる間は、当該文書を証拠として使用することができなくなります。EU でも秘匿特権に該当するか否かの判断に長時間かかる事例もあり、日本の事件処理期間を考えますと、秘匿特権を主張されますと事実上当該文書は証拠として使用できないという状況も生じかねないということになるところでございます。

さらに、調査協力へのインセンティブ等が不十分である日本では、秘匿特権が濫用される懸念もございます。

最後に、これまでのヒアリングの中で秘匿特権を認めたとしても、秘匿特権の対象とならない直接的な証拠を用いて違反行為を立証すればよいのであって、また、これまでも秘匿特権の対象となるような文書を立証に使用していないことから、実態解明にはほとんど影響がないのではないかと御意見がございました。

これまでの公正取引委員会の事件審査におきまして、違反行為の立証に当たって複数の物証や供述によって事実認定を行ってきおるため、秘匿特権の対象となるような弁護士との通信文書が立証のための決定的な証拠となったといえるまでの事案はないと考えておるところでございます。

しかしながら、独占禁止法違反事件では、そもそも物証が少なくノートや手帳は破棄され、電子メールは消去されているケースも多いため、弁護士の作成した文書や弁護士と依頼者の間の通信文書であっても、違反事実を示す内容であれば、違反を立証する上で有用な証拠となり得るものです。

物証がなければ、当然秘匿特権の対象となるような文書も公正取引委員会としては使用するわけございまして、これまでそのような事例が少ないことから、今後も使用しないということは言えません。また、そのような文書自体を証拠として用いていない場合ございまして、それを取っかかりといたしまして、別の証拠を取得することもございます。そのため、秘匿特権の対象となり得る文書が違反行為を立証する証拠となり得るにもかかわらず、そのような証拠を押さえられないということになりますと、立証するための証拠が減少するという公正取引委員会の審査活動にとって具体的な弊害が生じることとなるところでございます。

9 ページの説明は省略させていただきます。

次に 10 ページ、供述調書作成時の写しの交付及びメモの作成についてでございます。審査実務といたしましては、供述調書の写しは交付しておりませんで、供述調書のメモの作成も御遠慮いただいているところでございます。

ただし、今般の独占禁止法改正法におきまして、処分前手続が法定され、自社の物証だけでなく自社の従業員の供述調書も一定の範囲で謄写の対象となっております。供述調書の写しの交付等の必要性につきましては、先ほど供述聴取時における弁護士の立会いで申し上げたことと同様でございますが、現状、不当な聴取は行われておりませんので、また、供述調書の写しの交付はそもそも処分前の意見聴取手続や訴訟手続でそれぞれの手続における必要性の範囲で行われるべきものであると考えておりまして、調査段階で行うべきものではございません。

11 ページをお開きいただきたいと思います。これらを認めた場合の影響でございますが、弁護士の立会いで申し上げましたことと同様に、調査協力へのインセンティブ等が欧米として比較して不十分であり、事業者と従業員共に法違反に係る事実を明らかにする利益が

ないことから、調査が進行中の段階で写しを交付いたしますと、供述調整が行われる、従業員が委縮して供述できなくなる、メモを取ることに集中して質問に真摯に対応できなくなる、メモと称して一言一句記載するようになり、供述調整が一層容易になるおそれがあるなど、供述聴取が機能しなくなり、実態解明機能に多大な支障が生じることとなると考えておるところでございます。

12 ページの説明は省略させていただきます。

13 ページ、自己負罪拒否特権でございます。審査の実務といたしましては、行政調査手続において保障されておりませんが、犯則調査手続においては保障されているところでございます。行政調査におきましては、そもそも従業員は行政処分の対象ではありませんので、当局との関係で自らに不利益な供述を強いられることはございません。

なお、当委員会の事情聴取はほとんど全てが任意の供述を求めておるところでございます。その場合、供述は直接・間接に強制するということもございません。

また、これまでのヒアリングにおきましては、行政調査から犯則調査への移行があることから、行政調査の段階から自己負罪拒否特権を認めるべきであるとの御意見もございましたが、川崎民商事件に係る最高裁判決におきまして、刑事責任追及のための資料の取得収集に直接結び付く作用を一般的に有しない手続には憲法第 38 条第 1 項、すなわち自己負罪拒否特権の保障は及ばないとの判断が示されておりまして、この考え方は独占禁止法の行政調査にも同様に当てはまるものと考えてございます。

さらに、当委員会の実務におきましては、行政調査から犯則調査へ移行することは極めてまれでございます。仮に移行した場合であっても、行政調査段階で作成された供述調書は犯則調査で証拠として使用しておらず、犯則調査手続において改めて調書を取ることとなっておりますところでございます。

そのため、現実的には従業員が行政調査手続の段階における供述内容から刑事訴追につながることを心配する必要は全くございませんので、行政調査において自己負罪拒否特権を保障する理由もないものと考えてございます。

なお、行政調査部門と犯則調査部門のファイヤーウォールについての御質問もいただいておりますが、公正取引委員会では犯罪捜査のために行政調査権限が行使されることがないよう、犯則調査部門として犯則審査部を設置しており、行政調査部門と所掌事務を明確に分離しております。

また、犯則調査事件の調査を行う職員の指定は、犯則審査部の職員についてしか行えないこと、犯則審査部の職員は行政調査権限を行使する審査官には指定できないこと、また、行政調査において接した犯則事件の端緒については、担当審査官は審査局長に報告して指示を受けるとともに、犯則審査部の職員に直接報告してはならないことなど、適切に情報遮断を行っているところでございます。

14 ページは省略させていただきます。

次に、資料 2-3 「公正取引委員会が行う行政調査手続の実際」について御説明いたし

ます。

第2回会合における経団連からのヒアリングにおきまして、当委員会の調査に関しまして不当な取調べを受けたとか、閲覧・謄写をさせてもらえなかったなど、様々な事例の指摘があったため、当委員会といたしましては、事件の事実確認を行うため事務局を通じまして経団連に対しまして具体的な事件名等を明らかにしてもらえないかお願いしたところでございますが、本日、配布されました資料のとおり、経団連からは具体的な事件名等は開示できないとの回答でございました。

そのため、具体的な事件名が分からず詳細な検証はできておりませんが、公正取引委員会の調査では御指摘のような事例は行われえないということを一一般論で反論させていただきたいと考えております。

また、当委員会の調査の適正性を確保するために、どのような措置が行われているのかといった御質問もいただいておりますので、この資料で併せて御説明させていただきたいと考えております。

それでは、資料に沿いまして今回の説明に際していただいた御質問に関連する項目を中心に説明いたします。資料の1ページ目を御覧いただきたいと思います。

まず、立入検査の範囲につきましては、資料2-2の立入検査時における弁護士の立会いの中でも御説明いたしました。関係ないと判断した物証を検査の対象としてはおりません。また、法務部への立入検査は行うべきではないという御意見もございましたが、社内の法律問題が集約されている法務部には、独占禁止法違反被疑事件に関する資料や情報が存在する可能性がございますので、必要に応じ法務部を立入検査の対象とすることは何ら問題ないと考えているところでございます。

続いて、提出命令に係る御意見でございますが、事件調査に必要なものまで提出させられている、個人のプライバシーに関するものも提出させられているという御意見がございました。この点につきましても繰り返しとなりますが、事件調査に必要と判断したものについて提出を求めているところでございます。個人の所有物でありましても例えば手帳に会合を実施した日付が記載されているなど、業務に関する情報が含まれていることがございますので、そのような場合には個人の所有物であっても提出を命じることもあるところでございます。

2ページ、留置された証拠物について閲覧・謄写ができることを知らなかったという御意見がございましたが、留置物の閲覧・謄写に係る規定は平成17年の審査規則の改正で設けており、立入検査の際には必ず責任者に対して教示しておりますので、それ以前であればともかく、閲覧・謄写ができることを知らないという事業者は現状では想定されません。また、立入検査当日において全ての物件の謄写を行うことは時間的にもできないところでございますが、特に日々の営業活動に必要となる物件は原則として当日の謄写の求めに応じるなど、事件調査に支障がない範囲で可能な限り謄写の求めに応じているところでございます。

3 ページ、供述聴取につきましてもいろいろと御意見をいただきました。繰り返しのなりますが、独占禁止法事件では物証が断片的であり、物証と物証をつなぐ供述調書は不可欠なものとなっております。これは談合・カルテルだけでなく、それ以外の行為類型においても物証のみで全ての事実が明らかになるわけではございませんので、供述調書の重要性については変わりはありません。

また、供述調書に署名・押印する際に、弁護士に相談することを断られたといった御意見もございましたが、聴取以外においては相談は可能である旨は先ほど御説明したとおりでございますが、一方で供述聴取は供述人自身が経験・体験した事実を記憶に基づいて任意に供述した内容をまとめるものでございますので、その内容が供述どおりであるかは供述人自身が判断するものでございまして、最終的に供述人が調書の正確性を確認した上で署名・押印を得て完成しておるところでございます。

また、供述調書の案について訂正を求めても修正しないといたした御意見もございましたが、その趣旨を確認の上、事実誤認等があれば訂正に応じているところでございます。この点につきましては、審査規則にも規定されており、供述調書を作成した際には必ず閲読又は読み聞かせを行ってから署名・押印を求めてきておるところでございます。

また、供述調書は審査官が立証のために作成する証拠でございまして、速記録のように本人が供述したことを全て記載すべきものではございません。関係人の主張につきましては、別途弁明書を提出することができるようになっております。

また、長時間拘束され会社等へも連絡が取れなかったといった指摘、弁護士等外部との連絡や休憩は求められたらいつでも取れるように徹底すべきといった御意見もございました。この点につきましては、当委員会の供述聴取は身柄を拘束しているものではございませんので、供述聴取の前後等に弁護士等に相談することはできます。ただし、供述人からの申出により頻繁に供述聴取が中断されてしまつては供述聴取が機能しなくなりますし、休憩の頻度や長さなどにつきましては、供述聴取の状況や供述人の都合等によって異なるなど、個別の事情によって適切に判断していく必要があるため、一般論として何時間聴取を行ったら休憩を入れるといったルールを作ることは極めて困難でございます。

いずれにいたしましても、供述聴取に当たっては適時適切に休憩時間や食事時間を確保するなど、今後とも適切に行ってまいりたいと考えておるところでございます。

また、供述聴取において任意である旨を伝えることを徹底すべきといった御意見もございましたが、供述日程につきましては、事前に供述人の都合を確認した上で、本人の同意を得て決定しているなど、そのような審査官とのやり取りがございますので、告知せずとも任意であることは明らかとなっていると考えておるところでございます。

最終的に、供述人の任意の協力が得られない場合につきましては、独占禁止法第 47 条の間接強制権限に基づいて出頭を命じ、審尋が行われることとなります。このようなことも踏まえ、実務においては供述人から任意であるか否かの質問を受けた際には、当該供述調書が任意であることを伝えておりますが、審尋を行う可能性があることも必要があれば伝

えているところでございます。

4 ページ、供述聴取の可視化についての御意見がございました。この点につきましては、第4回会合において法務省から説明がございましたが、現在、法制審議会において刑事手続における取調べの可視化について議論がなされているところでございます。また、録音であれば支障が生じないのではないかといった御意見もございましたが、検察庁が行っている可視化の試行において、組織的な犯罪の場合には上の者をかばったり、報復行為を恐れて供述しなくなるなど、供述した内容がありのまま外部に出る可能性があることを懸念して、供述を委縮してしまうといった支障が指摘されております。

このような問題につきましては、企業が違反行為の主体である独占禁止法違反事件におきましても同様の影響があるものと考えております。

また、当委員会の聴取は供述人が身柄を拘束されておらず、適宜適切に休憩時間を確保しており、かつ、これまで判決、審決において供述調書の信用性等が否定されたことはないことから、可視化を行う必要性はないと考えております。

以上から、当委員会の聴取について、ICレコーダー等による録音を含め、可視化を認めることは適当ではないと考えております。

また、法制審の議論におきましても、録音・録画は訴訟段階において供述調書の任意性・信用性が争われた場合に検察官側が証拠として提出するものとされておるところでございます。

5 ページ、米国のディスカバリーへの対応、行政調査の公平性、審査官の処分に対する異議の申立てについても御意見がございました。これらの点につきましては、記載しておりますとおりに適切に実施しておるところでございます。

また、公正取引委員会の事件審査に関するマニュアルの有無、開示の可否について御質問がございましたが、当委員会の事件審査に関して審査手続の様々な局面において職員が留意すべき点等について、文書で内部向けに周知しているところでございます。

ただし、その内容には具体的な審査の手法や着眼点等が含まれており、それらを明らかにすることは、証拠隠滅や口裏合わせ等が容易に行われるおそれがあるなど、公正取引委員会の事件審査に著しい支障が生じることとなるため、具体的な内容を開示することはできないと考えておるところでございます。

なお、欧米ではマニュアルを公表しているというお話もございましたが、当該マニュアルでもそのような手のうちに関するようなことを開示しているわけではないと承知しております。

また、日本におきましてもこれまで申し上げたとおり、審査の手順、立入検査、事情聴取、守秘義務等につきましては、法律、規則等に規定され明らかとなっているところでございまして、それ以上の内容につきましては、個別の事案に応じて必要に応じて調査の相手方に説明しており、マニュアル等を公表する必要はないと考えておるところでございます。

また、審査官の処分に関する委員会に対する異議申立てにつきましては、審査規則において規定されており、さらに、この手続によらない場合でも、事件の担当審査長が苦情を受け付け、必要に応じて対処しているなど、供述聴取等で問題があれば個別に対応しているところがございます。さらに、内部研修を随時実施し、審査手続の適正さの向上を図っておるところでございます。

6 ページ、処分前の十分な告知・防御の機会の確保及び処分前における証拠の開示について、それぞれ御意見をいただきました。この点につきましては、公正取引委員会としては平成 25 年独占禁止法改正法において手当てがなされていると考えております。また、当委員会といたしましては、新たな処分前手続として事件関係人の防御権にも十分配慮した制度を法律に盛り込み、国会に提出したものと考えておりました、国会の審議を経て成立したものでございます。

したがって、現状まだ施行されていないわけではございますが、そういう段階から改正法に係る見直しを行うことは適当ではないと考えております。

いずれにいたしましても、改正法の施行後においては意見聴取手続、証拠の開示等の運用を適切に行ってまいりたいと考えております。

7 ページ、ここに記載されている事項につきましても記載しておりますとおり適切に対応しているところがございます。

なお、これまで一般論として説明いたしましたが、第 2 回会合において経団連から参考資料 2 の 1 ページと 2 ページの冒頭に記載したような発言がありましたところ、当該事例につきましては、具体的な事件名が内閣府を通じてあるいは当委員会に対し直接示されましたので、事実確認を行ったところがございます。

また、同じく第 2 回会合で全国中小企業団体中央会から具体的な事例に基づき説明がございましたので、当該事例についても事実確認を行いました。その結果、発言された内容につき事実誤認に基づくものがございましたので、今後の議論において事実を基に御議論をお願いしたいという観点から、当委員会の検証結果を御報告させていただきます。

ただし、事件関係人に対する配慮の観点から、個別の事業者名等については控えさせていただきます。

参考資料 2 の 1 ページを御覧いただきたいと思います。国際カルテル事件におきまして、公取委のデュー・プロセスが問題となり、欧州で立件できなかつたとされた事案でございます。

当時の記録を確認いたしましたところ、そもそも当該事業者に対し日本では立入検査を行っておらず、警告も含め何ら措置を採っておりません。

一方、EU におきましては当該事業者については立件されており、制裁金は課されていないものの、これは除斥期間が経過したためでございます、その旨がプレスリリースにも記載されております。さらに、日本から EU に証拠等を提供した事実もございませんでしたので、日本のデュー・プロセスが問題となって立件できなかつたという事実はございませ

んでした。

2 ページ、公正取引委員会があらかじめ事前通知を行い、その通知日より前に法務部へ立入検査を実施したという事例でございます。この事例は経団連からは2つの事件のうちどちらかであるとして報告を受けましたが、いずれの事件についても当時の記録を確認いたしましたところ、当該事業者に対して立入検査日を事前に通知したという事実はなく、またそもそも法務部へ立入検査を実施したという事実もございませんでした。

3 ページ、全国中小企業団体中央会の事例でございます。こちらについても説明は省略いたしますが、資料のとおりいずれも事実と大きく異なっており、実際の調査では不当な取調べは行われておりませんでした。

以上のとおり、いずれの事件につきましても当委員会の手続が問題とされたものはございませんので、このような事実を踏まえて御議論いただければと考えております。

続きまして、諸外国における調査協力を促す仕組みについてということで、資料2-4でございます。これまで御説明してきましたとおり、現行の制度は欧米とは異なり当委員会の調査に対し事業者から十分な協力が得られる仕組みとはなっていないため、立入検査、供述聴取等の権限を十分に活用、機能させて、やっとのことで違反行為の立証を行い、法的措置を採り、独占禁止法違反行為を排除し、市場における競争秩序の回復を図っているというのが現状でございます。

しかしながら、公正取引委員会といたしましては、全ての場面で行政側の権限を行使して実態解明を行ったり、違反認定等を行う必要があると考えているわけではなく、諸外国のような、事業者の方々にも実態解明に協力してもらえよう調査協力を促す仕組みや競争上の懸念の早期是正と事件処理のスピードを短縮する制度も重要であると考えておるところでございます。

具体的には、下に記載してありますとおり、裁量型課徴金制度、課徴金減免制度における裁量制、EUにおけるコミットメント手続、セトルメント手続などが考えられるところでございます。これらの制度の詳細につきましては、時間の都合上、説明は省略させていただきますが、後ろに資料を添付しておりますので御覧いただき、御質問等ございましたらお申し付けいただきたいと思いますと考えております。

公正取引委員会といたしましては、これらの制度は独占禁止法を執行していく上で望ましいものとは考えておりますが、他方、法制上のハードルも非常に高く、直ちに導入できるものではございません。そのため、これらの制度の導入を前提とした手続保障の検討を行い、手続保障のみが先行するような形は適当ではないと考えております。

また、冒頭に申し上げましたとおり、欧米とは立証水準なども異なり、欧米では様々な前提の中で協力を得るための環境が整っておりますので、仮に裁量型課徴金制度等々が導入されたといたしましても、そのことをもって欧米と同程度の手続保障を認めるということには直ちにはならないと考えておるところでございます。このような点も御考慮いただきたいと思いますと考えております。

いずれにいたしましても、実態解明機能を確保した上で手続保障を図る方法について、バランスの取れた御議論をお願いしたいと考えております。

最後に、事前にいただいた質問のうち、説明の中で触れることができなかった質問について御回答させていただきます。

最初に、独占禁止法やその手続について中小企業に対する周知、説明する機会が設けられているのかという御質問をいただいたところでございます。当委員会といたしましては、事業者団体からの要請により独占禁止法の講演会や研修会に講師を派遣することに加えまして、中小企業からの独占禁止法に関する相談等への適切な対応が強く要請されていることを踏まえまして、商工会議所、商工会の協力を得て、独占禁止法相談ネットワークを構築いたしまして、中小企業が独占禁止法についてより身近に相談できる体制を整備しているところでございます。

また、独占禁止法違反行為の未然防止を図る観点から、各種ガイドラインを策定、公表するとともに、独占禁止法のパンフレット、DVD、企業における独占禁止法、コンプライアンスに関する取組を支援するための資料等を公取のホームページ上において公表するなど、様々な広報活動も実施しているところでございます。

次に、供述聴取において審査官からの質問に回答した結果が、独占禁止法上どのように取り扱われるのかなど、質問の意味について中小企業にも分かりやすく伝えているのかという御質問をいただいております。この点につきましては、供述聴取は供述人が経験した事実をありのままに供述していただくものでございますので、どのような発言をしたら違反の認定につながるのかつながらないかといったことをお伝えすることは、違反行為の秘匿にもつながりますので、適当ではないと考えております。供述聴取はあくまで事実をお話しいただき、当該事実を基に違反行為があったのかなかったのかを公正取引委員会において判断していくものでございますので、この点について御理解いただければと考えているところでございます。

次に、事件調査に要する時間や負担の軽減を図る取組について御質問をいただいております。この点につきましては、現在におきましても違反被疑行為と無関係な調査を行ったり、従業員等に対して連日深夜まで事情聴取等の対応を求めることなどは行っておりません。留置物についても事件終了後速やかに還付するなど、最大限事件調査の効率化に努めてきております。引き続き、この努力を継続していきたいと考えているところでございます。

次に、リニエンシーについては、独占禁止法が先行して導入しているところ、当時、他の行政手続との関係で独占禁止法だけに導入した理由、導入後、他の制度と異なることで何か問題が生じたのかどうかについて御質問がございました。当時、課徴金減免制度を導入した理由につきましては、カルテル・談合が基本的に密室で行われる行為であり、その発見、解明が困難であることを踏まえまして、違反事実を自ら報告してきた事業者に対する措置を免除又は減額することにより、摘発事案の実態解明等を図ることを目的として導

入したものでございます。

導入後、他の制度と異なることで問題は生じておりませんが、これまで申し上げましたとおり課徴金減免制度により違反事件の端緒を得るツールとしてはともかく、実態解明が容易になったとは言いがたい状況でございます。

次に、立証に当たり供述調書の重要性、供述がなければ立証できなかつた事例の有無、供述が得られない完全否認事件ではどのように調査を行うのか。当委員会が調査を行う際には仮説があり、供述人から供述調書の変更の申出があっても修正しないとすれば、仮説を修正しないということであり、それであれば供述調書の必要性は低いのではないかといった供述聴取に関する御質問をいただいたところでございます。

この点につきましては、過去、公正取引委員会が法的措置を採った事例で供述調書を証拠として用いなかった事例はございません。ほとんどの関係人から供述が得られにくかつた事件はございましたが、事件に着手するに当たりましては何らかのきっかけが得られた上で審査を開始しているものでございまして、そこから取引先等第三者からの情報や物証等に基づき関係人に事実を話していただくよう説得し、実態解明を行ってきているところでございます。

また、事件の着手段階でそれまでに得られた物証等に基づきまして、事実についての見立てを行うということは当然でございまして、何らか違反の疑いに関する見立てもないままにやみくもに審査を進めるのは非効率で、効率的な審査とは言えないと考えております。ただし、あくまで仮説は見立てであり、それに反する物証、供述等が得られた場合には、その内容を検証した上で必要に応じてこれを修正することは当然のことでございます。

あと、第3回会合で多田弁護士から提示されました国際カルテル事件において、弁護士の立会いが認められていないために、外国籍の企業関係者から調査協力を得られにくいとの指摘に対する当委員会の見解について御質問がございました。この点につきましては、個別の国際カルテル事件における調査協力の実態について回答することは差し控えさせていただきますが、仮に弁護士の立会いが認められないことについて不安を感じる外国企業関係者が存在いたしましても、それぞれの国のルールに従ってもらうことは当然であり、理解を求めているところでございます。

なお、日本語を介しない外国人から供述聴取を行う際には、公取が選任した通訳を立ち会わせて上で実施しているところでございます。

以上、私からの説明でございますが、回答漏れ等がございましたら、質疑の中で御質問いただければと思います。ちょっと時間を超過して申し訳ございませんでした。

○宇賀座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの公正取引委員会からの説明に関しまして、委員の皆様から御質問をいただきたいと存じます。質問に際しましては、先ほど私から申し上げた点に御留意いただければと存じます。

御質問のある委員は、ネームプレートを立てていただきますよう、お願いいたします。

では、舟田座長代理からお願いいたします。

○舟田座長代理 今日のお発言の中で、これまでに公取の聴取手続について争いがあった事件が先ほど何とおっしゃいましたか、数年で数十件とおっしゃいましたか。

○松尾公正取引委員会経済取引局長 訴訟となったものの1割程度です。

○舟田座長代理 なぜそんなにあるかということなのですからけれども、今日お配りいただいた紙でいいますと、事例が載っているものがありますね。資料2（参考資料1-1）というものですけれども、これを事前にちょっと見ましてどうしてこうなるのかということで、例えば6ページに右側の裁判所の判断で8行目「雇用主に対する手前そのような表現を用いたとも解される」とか、その下の箱で「自らの供述が雇用主である会社やその取引先に多大な損害を与える可能性をも慮って供述した疑い」云々と。質問は、なぜ1割あるのか、その理由として一旦供述した従業員が会社に戻ってどういうことを言ったのか、これを公取に聞くのも変な話なのですからけれども、どういう想像をなされておるのか。変な質問ですからけれども、もし分かれば。

○宇賀座長 ありがとうございます。それでは、青柳委員、お願いします。

○青柳委員 では、1つだけ質問をさせていただきます。

第2回の会合におけるヒアリングにおいて、全国中小企業団体中央会等から審査手続について予測可能性を確保した分かりやすい手続にしてほしいという要望が述べられました。公正取引委員会は、先ほどの御説明の中で、マニュアルは公表するのが適切ではないという考えを述べられましたが、手続の透明性の確保のために標準的な手続等を定めて公表することを検討されてもよいのではないかという気がしています。その点に関して、御見解を伺えればと思います。

以上です。

○宇賀座長 ありがとうございます。

では、及川委員、お願いします。

○及川委員 ありがとうございます。

それでは、2点、資料2-1の4ページに、違反事件の端緒を得るためのツールとしてはリニエンシーは機能しているとあります。リニエンシー導入後中小企業が課徴金、独禁法違反に巻き込まれるというか、違反であるという案件が確実に増えていると思っています。

資料2-2の1ページに抑圧的ではないとか、不当な聴取は行われていないということではありますが、特に資料2-2の1ページに導入する必要がない理由の中に、最初の2行目「また、多くの従業員がいる中で実施されるものであるため、抑圧的な行為はあり得ない」、特に中小企業は従業員が多くないものですから、抑圧的にされたとは思わないのですけれども、中小企業のほうから受け手として大変抑圧的に受けたという声は実際にあるということです。

そこで、いろんな文献を見ますと例えば経営法務の法友会のアンケートでは、複数にわ

たつてこの対応に問題があるという回答もございましたし、運用の不整合ですとか不透明といったところをこのように中小企業が独禁法と関わることが多くなりましたので、何とか改善していただきたいと思っています。

そこで先ほどマニュアル、内部の手続については手引きはあるということなのですが、もし手のうちを明かさなような限りであれば、むしろオープンにしていけないかと思っていますけれども、その点いかがかと思っております。お聞かせいただきたい点の1点でございます。

また、透明性というのは中小企業にとって大変重要なものですから、今日お話しいただいた資料2-3の「公正取引委員会が行う行政調査手続の実際」というのは、今日御説明していただきまして大変参考になりましたけれども、こういったことが先ほどお話があった中小企業の広報あるいはセミナーとか相談のところでお示しいただいたことがあるのかどうか、以上、2点お聞かせいただければと思います。

以上です。

○宇賀座長 ありがとうございます。

では、川出委員、お願いします。

○川出委員 供述聴取について2点お伺いしたいと思います。供述聴取の際の弁護士の立会いや録音・録画制度の導入につき、実際に供述の任意性とか信用性が争われた事例で、裁判においてそれが否定された事例はないから、その必要性はない上に、導入すると弊害があるのだということでした。確かに、この資料を見る限り、裁判例における判断は御指摘のとおりですし、弊害が生じ得るということも、そのとおりだと思うのですが、他方で、現に、裁判において、供述の聴取過程に関する争いがこれだけ生じていることも事実なわけですね。そういう現状を踏まえて、こうした争いが生じないようにする必要性というものは感じられないでしょうか。

具体的には、録音・録画に関して言えば、例えば、供述の聴取過程の全部ではなく一部だけを録音・録画することにより、弊害を回避しつつ、争いが生じることを防ぐような措置の導入が考えられないのかということなのです。

その他にも、独占禁止法第47条に基づく調査権限による処分を受けた場合については、異議の申立てがあるというお話があったのですが、例えば、任意聴取の方法についても異議を申し立てるような仕組みを作るということも、争いを裁判に持ち込ませないという点では意味があるように思います。そうした制度の導入は考えられないかについても、お考えを聞かせていただきたいと思っています。

○宇賀座長 ありがとうございます。

では、河野委員、お願いします。

○河野委員 ありがとうございます。

私も2点質問したいと思います。

何度も繰り返しますが、私たち消費者から見ると見えないところで隠密裏に行われてい

る企業のルール違反を摘発して、公正な市場を維持するために力を尽くしている正義の味方と見える一方で、ここのところ第2回、第3回、第4回のヒアリング等で示されている内容をそのまま受け取りますと、公正取引委員会さんは逆に悪の権化なのかと感じられるところでもございます。

改めてなのですけれども、今日も大分そのあたりを御説明いただいたと思いますが、今日、経団連さんから資料が出ておりまして、本件に関する基本的な考え方2のところにも真実の追及は不可能であると、だけれども、その後ろに指摘のあった事例に関してはそれなりに対処しなさいと書いてありますが、これまでこんなふうな不当な取調べ事例があるとこれまでのヒアリングで示されたことに関しまして、公正取引委員会さんはそのような事例があったのかどうか、お聞かせいただきたいと思います。それが1点目です。

2点目は、平成19年、これは途中で資料が送られてきまして私も熟読したのですけれども、独占禁止法基本問題懇談会の報告書の中で、今回検討されるべき内容に関しましての一旦のまとめが示されておりました。

それを拝見しますと、供述調書作成時における写しの提供、弁護士秘匿特権、供述録取の際の弁護士の同席に関しましては、いずれも現行の制度運用で問題はないとの結論に至ったと結論が示されています。その後、5年間たちましたけれども、昨年の独禁法の改正等もございまして、状況が大きく変わっているのかどうか。企業側の防御権というのはそれなりに進められているのではないかと思います。このあたりをどう受け止めていらっしゃるのか伺いたいと思っております。

ちなみに、私はこの独占禁止法基本問題懇談会の報告書は非常に納得して読ませていただきました。

○宇賀座長 ありがとうございます。

榑原委員、お願いします。

○榑原委員 御説明ありがとうございます。

非常に膨大な資料で直前にいただいたので余り十分に吟味できておりません。できましたら、今日も時間があと45分しかないということなので、例えばこの後意見とか質問があったときにそういうことをさせていただく機会が論点整理の前にあるのかということをお聞きしたいのと、これは公取の方にはではないのですけれども、質問以外で気になった点です。

公取の方の御説明については、今までヒアリングで経済界の複数の団体、著名な弁護士の方々から聞いていた内容と随分事実について異なると思いました。先ほど何名かの委員の方が裁判でももめているものが1割あるということですが、裁判になってからもめるとか審判でもめるといのは多分氷山の一角なので、もっとあるのだろうということで、私の個人的な理解としては相当そういう事実があったのだろうと、多くの方がおっしゃっているからということなのですけれども、それに対して公取さんはなかったとかという御説明が多いのですが、今、河野委員からも事実があったのかと、これを言っても多分

密室なのでカメラとかで撮っていない、録音していないと、結局、検証の可否というのは無理なのだと思うのです。そのことについて、弁護士立会いということが解決策の1つとして求められているわけですがけれども、それも要らないのだということをおっしゃっている。

要らないことに対しての理由を弊害としておっしゃっているわけですがけれども、例えば録音・録画は検察庁ですらやっている。組織犯罪と同じだからやらないということが、組織犯罪というのはやくざのことですね。それと独禁法が本当に同じなのでしょうか。これは質問ではないのですけれども、意見です。

資料の中で弁護士の立会いについては、立入りと取調べとの2つのポイントで求められていて、経済界の方、例えば立入りで持っていかれると事業活動に支障を来すからコピーが取りたいのだと要望しています。別に立入りとは違うのですけれども、弁護士がいるとそこでコピーを取らせてもらえるのではないかと思います。また、取調べの際については専門知識の欠如ということでそこでいろいろ質問ができるとか、あとは今言った問題があるので透明性とか可視化といった3つぐらいのポイントが理由になっているので、そうであれば今も立入検査において弁護士立会いを求められたら別に断らないとおっしゃっていて、ただ、立入りの場合には弁護士到着を待たされると手続が始められないので困るということであれば、例えば30分、1時間は別に待たずに始めて、来られるまで待たなくてもいいと思うのです。ただ、今は弁護士に相談するということが自体も知らない人が多いので、告知義務みたいな、弁護士を呼んでもいいですよ、ということをお認めることが考えられないのか。

証拠隠滅ということも結構おっしゃっているのですけれども、取調べなどで弁護士が立ち会ったりするといろいろな悪いアドバイスをするとかということもおっしゃっているのですが、それについては別の制裁があるのではないかと思います。ここまでが1つ目です。

2つ目は、秘匿特権なのですけれども、秘匿特権については真実解明ができないという御指摘をされているのですが、秘匿特権で弁護士と依頼者が相談している内容が秘匿特権の対象になるので、中には立証の端緒になるようなものとかうかがわせることが出てくるということは分かるのですけれども、通常は立証に必要でそれがないと真実究明が難しくなるという関係にあるという御指摘自体が私自身は理解できません。

これはここに呼ばれていた弁護士の方も同じことをおっしゃっていて、秘密の保障でコンプライアンスとか社内調査に必要で、これがないとなかなかできないということを経済界も弁護士側も同じことを言っているのです。それについて、公取の方が具体的な必要性がないとか問題がないという立場なのか。立場的に必要だとおっしゃっている方が必要だと言っているのではないですか。秘匿特権を隠匿特権みたいに言われていて、確かに証拠隠滅する人とか悪いアドバイスをする弁護士がゼロではないと思うのですが、そういうことをした人は実際に懲戒になったり証拠隠滅という刑事罰もあります。弁護士の懲戒は本当に厳しくて「自由と正義」とかの後ろのほうにも載せられて、やってしまうと非常に恥

さらしなことになるのです。そういう制裁もあるので、そういうことをやった人についてはそういう制裁を科すようにすれば、今もツールがあるのではないですかということをお伝えしたいと思います。

あと、従業員との利害関係について、知られると困るということをおっしゃっていたかと思うのですけれども、処分前手続で既に交付ができとなっているのであれば、既に会社側は社員が何か悪いことをしたと、供述調書を作っていること自体も既に知られているのに、知られることが何かマイナスだという懸念はそもそもないのではないかと思います。

意見がほとんどですけれども、もし何かコメントがあればいただければと思います。

○宇賀座長 ありがとうございます。

では、三村委員、お願いします。

○三村委員 若干既に出された意見と重なっているところがあるのですけれども、調査において現実には不当性はなかったという御判断を出されているのですが、例えばいろいろな形でトラブルと不安とか不満といったものが提起されているということは事実であろうと思います。例えば、中小企業団体のほうからの問題提起に対する御回答において公取委側の見方が違うということは、双方に誤解もあるし公取委側の説明不足もあるし、そこにもう少し改善すべきポイントがあるのではないかという感じがしております。

先ほどの御意見の中で、マニュアルとか全体的にどのような調査であるかというのは基本的に開示する必要があるのではないかという御意見があったのですが、それと同時に、苦情に対しては個別に対応されているということですが、あくまで個別に対応されているということではなくて、組織的にそういった状況なるべく起こらないようにとか、そういった問題が頻発しないようにということを含めて、チェック体制みたいなものを作っていただく必要があるのではないか。それに対してどのようにお考えなのかということについて、お願いいたします。

○宇賀座長 ありがとうございます。

では、村上委員、お願いします。

○村上委員 2点質問できるということなので、1点目は今日初めて出てきているので、資料の2-4、事業者からの調査協力を促すシステム等ということで3つ挙げてありまして、裁量型課徴金制度、課徴金減免制度における裁量制、これはよく理解できるのでこれが必要だということは分かる。

ただし、その後初めて出てきている話で確約手続、コミットメント、和解手続、私は何でこれに関係するのかがよく理解できない。基本的に今回の改正で大陸法系の行政手続に移ったわけなので、基本的にはEUの和解やコミットメントを入れるかどうかという論点があり得るということは分かるわけです。ただ、これが何で調査協力を促すシステムのところで必要なものかというところが分からない。

というのは、日本では警告という制度がありまして、警告というのは行政指導であって

独占禁止法違反の推定効力はない。それから、相手方が同意する限りいかなる是正措置を採らせることもできる。しかも、行政指導でもあるので相手方事業者は取消訴訟の提起等、不服申立てができない。端的にいうと、EU 競争法上の和解と同じ機能を独占禁止法の警告制度が果たしているのだと思います。

逆に不透明だと批判を受けている警告制度を廃止するのであるならば、この和解制度を入れるというのは大変結構な話だと思っていますけれども、ここで確約・和解制度というものが出てきて、何のためにこれが必要なのかということで、まず EU 競争法上の確約手続と日本の警告制度の関係というものをもう一回教えてもらいたい。これが第1の質問になります。

第2は、むしろ確認に充てたいと思いますけれども、国際カルテルで外国で形成され実施される海外事業者も含む国際カルテルが実施されたと仮定します。日本の市場に悪影響が及ぶと公正取引委員会は調査して法適用をするということになります。その場合に、まず1つは、外国の事業者が1番目の免責でもいいですし、2番目でも3番目でもいいですが、仮に減免申請をしたいとって公正取引委員会に来た場合、弁護士を立ち会わせたい、海外企業の弁護士が立ち会って減免申請をしたい、若しくは企業と一緒に弁護士が付き合っただけ減免申請したいということを公正取引委員会に申し出た場合に、それに本当に応じないのかとか、それに対して応じた例はないのかということですか。

その後の話になると、当然外国企業の違反行為に関与した役員とか従業員が当然いるわけですから、当然国際カルテルを調査しようと思ったら、それについては外国企業の外国にいる役員、従業員に対して公正取引委員会が事情聴取をしたいと思うのは当たり前の話です。それで日本に来て説明してくれませんかどうですかという話は当然するだろうと思います。そのときに何回もこのヒアリングで出てきているのは、外国企業は自分の弁護士が立ち会うならいいですけども、弁護士立会いなしで役員、従業員が事情聴取に応じるということは絶対はないはずで、その場合であっても、公正取引委員会は外国企業から弁護士を立ち会わせた場合に事情聴取に応じますということがあった場合に、本当に聴取しないのか。まず、聴取した事例があるかないかということと、ないとしても、それは弁護士が立ち会ってきちんと説明しますから聴取してくださいと言われた場合に、弁護士立会いを認めてやって何が悪いのか。法制上は立ち会わせていいとか悪いとかという法制上の制約はありませんから、そこは公正取引委員会の裁量の問題ですから、そういう場合に外国企業の役員、従業員が仮に日本に来て弁護士同席ならば事情聴取に応じますという場合に、本当に弁護士の同席なり立会いを認めないのかということが第2の質問です。

○宇賀座長 ありがとうございます。

矢吹委員、お願いします。

○矢吹委員 ありがとうございます。

非常に詳細にわたって細かいところまで御担当者の御努力は大変ありがたいと思います。しかし、個別のことについて書いていただいているのですけれども、個別のことを一つ一

つ私たちが聞くことがどれだけ意味があるかと思えてならないのです。大きいことを2つ聞きたいのですが、1つはこの懇談会は法律の附則に基づいて大臣の諮問機関として設立されたと理解していて、そこではもちろん他の行政手続との整合性を確保しつつ、しかしながら、事件関係人が十分な防御を行うことを確保する観点から検討を行って、必要があると認められた場合には所要の措置を講ずるものとするを書いてあり、衆議院の附帯決議、これは経済産業委員会ですけれども、ここでも具体的に事業者の十分な防御権の行使を可能にするために、諸外国の事例を参考にしつつ代理人の立会い、調書の写しの送付等の実施について、他の手続との整合性を確保しつつと書きつつも、前向きに検討すると書いてあります。したがって、我が国の立法府はこのように今回の改正問題について私たちにある意味では指示していると思います。

しかしながら、今日いただいた公正取引委員会からの説明では、明らかに必要ないとおっしゃっていると聞こえます。実際に法律などのドラフトをするとすれば、公正取引委員会にお願いせざるを得ないと思います。公正取引委員会としてはこの附則、附帯決議について今日の御説明を踏まえて、結論としては必要ないと思えるのですけれども、そのようにお考えなのかということが1点です。

それに関連して、私自身はこの際だからもっとイノベティブに大きな問題として審査を捉え直してもいいのではないかと。弁護士をどう使ったらいいとか、私も昨日の夜中にアメリカの司法省と電話で話をしたように、十分に司法省の担当官と国を超えて話し合っているような時代に、まだ今の手続だけでいいのだということ御意見をいただいていること自体が、日本がますますガラパゴス化して、隣国にも後れを取るという審査になっていくのではないかと心配しています。

したがって、そういった状況でもっといろいろ柔軟に考えてみようかとお考えにならないのかということが関連する大きな問題が1つです。

2つ目は、皆さんおっしゃっているガイドラインとか指針の公表、この前お話しいただいた証券取引等監視委員会の方も、昨年でしたが審査のガイドラインを公表して、そこで審査のやり方についてパブリックから見える形で審査をしようという御努力をされています。これに対して、マニュアルとガイドラインは違うのでマニュアルを公表してほしいというわけではないのですが、何らかの審査の見える化をしていく必要が他の行政手続との関連からしてもあるのではないかと思うのですけれども、その点はいかがですか。

それに関連して、今、審査規則では供述調書であっても対象者が調書の内容が自分の言っていることと違うといえば例外なく書き直さなければいけないと書いてあるのですけれども、実際はそうはなっていない。したがって、規則に違反するというか規則に問題があるような事例はあるわけです。そういうものをガイドラインでどういう場合にそれは審査官の供述調書なのだから、あなたの供述調書ではないということが正当化できる場合があるのかということも含めて明らかにすることが、今の時代求められているのではないかと思いますけれども、そういったガイドライン等で審査方式を公表することをお考えではな

いのかという点が2点目です。

以上です。

○**宇賀座長** ありがとうございます。

それでは、公正取引委員会のほうからまとめてお答えいただきたいと思います。

○**松尾公正取引委員会経済取引局長** 分担してお答えさせていただきます。

青柳委員のほうから、ほかにも同様の御質問があったと思いますが、マニュアルの開示につきましても、何か分かりやすい形で問題にならない部分だけでも開示できないのかという御質問がございました。この点につきまして、現状考えておるのは先ほど御説明したとおりでございますが、この懇談会でもいろいろと御議論があって、そういったことも踏まえまして、我々といたしましても審査に支障が出ると困りますので、審査に支障が生じないような内容について、検討は慎重にやらないといけないと思いますが、どういったことができるのかといったことについて、この検討の場の御議論も踏まえまして必要に応じて検討はさせていただきたいと考えております。

また、苦情処理の体制についても今申し上げたのと同じようなことで慎重な検討は必要ではございますが、何らかの対応ができないのかどうか、必要があれば検討してみたいと考えております。

あと、「公正取引委員会が行う行政調査手続の実際」という資料について、こういったものをこれまで中小企業を対象とした講習会などにおいて説明したことがあるかという御質問がございましたが、公正取引委員会の審査手続の概要などについては説明していると思いますが、今回、御説明で使ったような資料、このレベルのものについては、一般的な講習会ということが通常でございますので、説明するということは行っていないのではないかと思います。

○**小室公正取引委員会審査局審査企画官** 公正取引委員会で審査手続を担当しております小室と申します。

河野委員、榊原委員、ほかの皆様からも、そもそも不当な調査があったのか、なかったのかという点について、私どもの今回の説明で結論としましてはなかったと申し上げさせていただいているわけですが、この機会に私自身の審査官としての経験も踏まえまして、公正取引委員会の審査の実態を含めて詳しく説明させていただきたいと思っております。

今、松尾局長からも説明しましたように、現状におきまして会社側に公正取引委員会の審査に協力していただくというインセンティブは残念ながらございませんので、会社としては都合の悪いことは話さない、すなわち、否認の戦略を採る会社が少なからずございます。

従業員に事情聴取を行う場合でございますが、まずは会社を通じて依頼してございますので、会社は当然従業員の対応については把握してございます。先ほど舟田委員からも裁判の事例におきまして、これは会社で一体何があったのかということについてお尋ねがあ

りましたが、確かに私どもこの事件個別につきましてどういう内容だったかは存じ上げないわけですが、想定されますのは、従業員が会社に対しては公正取引委員会に言ったことと本当のことが言えなかったのではないかとということが推測されるのではないかと考えております。

このように会社といたしましては、従業員の対応について把握してございますので、会社が否認の戦略を採るといった場合には、当然従業員も会社の方針に従って否認するということになるかと認識しているところでございます。

私ども審査官といたしましては、そういった場合にどうするかと申し上げますと、従業員の個人としての良心ですとか社会人としての良心に期待して供述を得ようと、否認の戦略を採っている会社の影響が従業員に及ばないように、例えば調書にしないことを条件に情報を提示いただく、それから、その人が話したことが分からないように調書を完成させる時期をずらすといった工夫もしつつ、従業員御自身が把握している事実をありのままにお話しただけのように懸命な努力を行っているところでございます。

一方、従業員の多くの方におきましては、会社に不利益となる供述をすると当然社内的に将来不利になると考えて否認せざるを得なくなっている、このように認識しているところでございます。そういった中で会社に忠実であればあるほど、従業員の方々は、およそ合理的とは言えない非協力的な態度を採られることもございます。

こういった場合、審査官として何ができるかと申しますと、従業員に対してそのような態度は通用しないということを説明させていただいたり、会社の行為全体を話してもらおうということではなくて、従業員御自身が関与された事項について記憶にあるままに御説明いただければよいのですよと説得して、何とか事実を話していただいて真相解明を図っているところでございます。署名・押印の際に会社での自分の将来と社会人としての良心の間で悩む方もおられますけれども、同じように説得して納得いただいているという形で調査を行っているという状況でございます。

このように、公正取引委員会と会社につきましては、現在のところ対立構造にございますので、公正取引委員会の審査官が供述調書におきましてそれまで得られている物証ですとか他の供述から見て明らかに事実と反すること、こういったことは私どもの調書にはなかなか記載できないのですよということを従業員の方に説明しても、従業員の方としては会社から否認してこいと言われると、それを受け入れてくださいということが審査官とのやり取りで出てくる。その中で若干雰囲気も悪くなってくるということはあろうかと思えますけれども、その結果審査官から恫喝されたという苦情が寄せられることもございます。

しかしながら、審査官がそういった恫喝等を行っていないということにつきましては、今回の説明資料におきましても資料2-3でいいますと3ページ目、供述調書の成立状況というところに読み聞かせのときにはこういったやり方をしていますということ、それから、全てを書くわけにはいかないのです、本人の同意を得て事情聴取日は決定しています等々。その次の4ページ目でもそういったことを説明させていただいております。

それから、先ほど舟田委員から御指摘もございましたが、参考資料の1-1及び1-2、これは過去の判決、審決例でございます。私どもが申し上げているのは、確かに苦情が寄せられているということもございますが、そういったものを調べた結果、ほとんどのものが事実と反している。苦情はここ4、5年でも十数件ございませけれども、事実確認をした結果そういった問題はなかったというものがほとんどでございます。一方、当然苦情に理があると考えた場合には是正するといった形で、私どもが苦情をいただいた場合には、先ほど苦情制度の話もございましたが、現状におきましてはこういった苦情について審査局の段階できちんと真摯に対応してきているということは申し上げたいと思います。こういった資料から、私どもといたしましてはこれまで私どもの供述調書について任意性・信用性が否定されたことがないということにつきましては、胸を張って申し上げたいところでございます。

最後になりましたが、いずれにしましても公正取引委員会の調査に協力することが会社にとってほとんどメリットがないという仕組みの下では、会社や事情聴取に応じる従業員が進んで審査に協力することはあり得ませんので、今後とも否認の戦略を採る事業者が後を絶たないと考えられるところでございます。こういった状況の下で録音・録画ですとか弁護士の立会い等々が行われれば、従業員が一層萎縮し、現状かろうじて事情聴取が行えているような従業員の良心に訴える方法による真相解明ができなくなることは必至でございます。

こういった状況下におきましては、残念ながら事情聴取段階での調書の写しの交付は、口裏合わせに使われる可能性が極めて高いと言わざるを得ません。そういったことで、手続保障につきましては弊害が多いということは残念ながら申し上げざるを得ないということかと思っております。

私のほうからは以上です。

○山口公正取引委員会審査局企画室長 続きまして、舟田先生から御指摘をいただきました資料参考1-1の6ページの雇用主に対する手前、そのような表現を言われたといった表現を使ったのではないかという部分について、なぜそういうことになったと思うか。もちろん具体事例を含めまして、我々会社の中の実態がどうかということは承知してないので、想像でどう思うかという御質問として個人的意見でお答えさせていただきますが、会社からの影響があった可能性というのは多分にあるのではないかと思います。会社は否認することが利益の状況で、従業員は社内処分の可能性を含め会社にグリップされている状況にあると思いますので、そのような影響力が行使されれば、一度は真実を語ったとしても後でひっくり返すという可能性はあるのではないかと。ただし、これは個人的な意見でございます。

続きまして、川出先生から御質問をいただきました録音・録画につきまして、公取の調査では任意性が否定された事例がないので必要性がない、他方で弊害がある。それはそのとおりであろうと。しかしながら、争いが生じないようにする工夫といたしまして、例え

ば一部だけを録音・録画するということについてはどのように考えるのかという御質問と承りました。

全過程と比べればどこか一部の部分に限定した録音・録画をするということは弊害はその分小さくなるのだろうとは思われます。しかし、この録音・録画をする必要性というものを考えますと、現在、法制審の議論を拝見していてもまず身柄拘束事件、かつ裁判員裁判事件というものが中心になっていると認識しております。公取委の調査は身柄拘束は一切いたしませんので、監視の必要性というものは低いものと思っております。また、独禁法違反事件は裁判員裁判の対象でもございませんので、迅速容易な任意性の立証という必要性も低い。むしろ専門的な判断が必要なものではないかと思っております。

そのような意味では、一部の限定ということで弊害が小さくなる可能性はあると思えますけれども、我々としては入れる必要性がない、そして弊害が全く解消できるわけではないと思っておりますので、入れるべきではないのではないかと考えておるところでございます。

川出先生からの2点目、現在、独占禁止法第47条の権限行使に関しまして、不服があった場合には異議申立ての制度があります。これを任意の調査について適用することは考えられないのかということでございますが、任意でございますので、現在制度がございませんけれども、現在でも異議の文書等を提出されれば当然これを拒否するということなく受けているところでございます。制度設計をしたらどうなるのかということはまだ考えたことがございませんので、今、この場でお答えはできませんけれども、受け付ける方向というのはあり得ることだろうと考えます。

榑原委員から幾つか御指摘をいただきました。基本的には意見でありコメントであるので、もしそれに対するコメントがあればということでございますが、網羅ではないかもしれませんが、気付きの点を申し上げさせていただきます。

まず、録音・録画につきまして、公取委の調査は組織犯罪と同じなのか、違うののではないのかという御指摘がございました。当然やくざの事件と同じではございません。しかし、企業犯罪でございますけれども、上司に対する遠慮あるいは報復のおそれを鑑みて萎縮するという同種の弊害があるだろうということを申し上げたものでございます。

それから、弁護士の立会いにつきまして、事情聴取だけではなくて立入検査においてもいろいろ問題があるのではないかと。コピーを取りたい、専門知識の欠如、可視化の3つということをおっしゃったかと思えます。

まず、最後の可視化という点でございますが、立入検査を行っている場合は会社の建物の中ですけれども、密室ではございません。取調べはよく密室だから何が行われているか分からないと言われるわけでございますけれども、先ほど及川委員からも中小企業は人数が少ないという御指摘はそのとおりでございますけれども、少なくとも複数の社員の方が見ている中でやるものでございまして、密室と同様の問題意識というのではないのかと思っております。

専門知識の欠如というのは何についての御指摘かよく分からないところでございますが、例えば検査の性格が分からないということであれば、独占禁止法第 47 条の権限を用いたものであります。全くの任意でもないし、逆に犯則の強制の調査でもないということは立入りの最初の段階で必ず説明しておりますので、それ以上に弁護士の方がいらっしゃるのを待たないと専門知識の欠如が問題となることは何があるのだろうかと考えます。

もし、弁護士がいらっしゃる必要性というものがコピーを取りたいということなのだとしたら、我々はコピーを拒否していないと御説明申し上げます。

それから、現在の運用、弁護士を呼ぶまで待つことはしていないが、後から到着すれば別段立ち会うことは拒否していない。それを待てとは言わない、始めても構わないが弁護士を呼んでもいいということ自体を知らない人たちがいるので、告知義務は考えられないか、証拠の隠滅があるというけれども、証拠の隠滅については別の制裁があるのでそれは心配しなくてもいいのではないかということをおっしゃったかと思います。しかし、証拠隠滅については現に実例があるわけございまして、我々としてはそういう必要性はないのではないかと現時点では考えておるところでございます。

それから、秘匿特権に関しまして、秘密の保障の必要性ということは経済界、弁護士界とっていいのか、過去数回でいらっしゃった弁護士の方の少なくとも一部ということだと思いますけれども、コンプライアンスが必要だとみんなが言っているのではないか。それに対して公取委がコンプライアンスの必要がないというのか。そもそもそういうことを言う立場なのかという御指摘だったかと思います。

私どもが申し上げますのは、コンプライアンスを進めていただくのは結構なことだと思います。しかし、コンプライアンスを社内限りで進めて社内調査の中で発見された違反の事実を社内にとどめてしまう、当局に出してこないということであれば、行政処分、適切な排除措置命令、課徴金納付命令はなされないで、それでは競争の回復ができていない、不十分であろうということでございます。

付言して申し上げますれば、先ほど当方の局長からの御説明にもあったかと思いますが、減免申請は今でも行っているわけでございます。減免申請を行うに当たっては、会社の弁護士が社内調査を行うことが恐らく多いと思います。その際に従業員からは話を聞いているわけでございますが、それはいずれ会社の判断で当局に減免申請をする、又は少なくともする可能性があるという前提で従業員から話を聞いておられるものと思います。そういうことを了承して従業員の方が社内調査に現に協力している現状があるのに、秘匿特権がないことで、すなわち立入検査で留置される可能性があるということをもって、社内調査、コンプライアンスが進まないということはどういうことなのか、論理的には私にはよく分かりません。

次に、悪いアドバイスをする弁護士が少数ながらいるとしても、日本の懲戒の制度は厳しいですよと、問題がないのではないかとおっしゃいました。私どもはそういうふうには思っておりませんで、日本の懲戒制度が厳格に機能している実例を知りません。

従業員との利害の関係につきまして、供述調書の写しの交付のことをおっしゃったのかと理解しておりますけれども、処分前手続の段階で写しを交付できるのならば、供述調書の作成時点で写しを交付したとしても同じことなのではないか。問題はないのではないかと御指摘かと思えます。

しかし、事前手続の段階と審査段階というのは明らかに違うのでございまして、審査段階ではまだ真相解明の途中でございますから、そういう段階で写しを交付すれば、当然口裏合わせ、審査の妨害の懸念が大きいということでございます。

○岩成公正取引委員会官房参事官 村上委員から警告と確約との関係というところの御指摘があったと思うのですが、1つ大きな違いとしては、警告の場合はおっしゃったように行政指導ということになりますので、我々が警告の中身で企業に対してお願いすることを実際にやってもらうかどうかというのはあくまで行政指導ということで限界がある。

ただ、ヨーロッパでいうコミットメントの場合には、こういうことをやってくださいということを命令といいますか、必ずやってくださいということで、それをやらない場合にはサンクションがかかるということが警告との違いという意味では出てきますので、今の日本でやっている警告と同じようなものかということ、そこはちょっと違う点はあるかと思えます。違反認定をしないところで事件が終わるという点では共通すると思えますけれども、そこは大きな違いがあるかと思えます。

○村上委員 私の言いたいのは、むしろ防御権の保障からいろんな適正手続の保障を認める場合に、どれが本当の意味での調査協力、仮に促進するために必要な手段かということから考えた場合に、何が残るのかということ、私はここに書いてあるうち裁量型課徴金制度とか課徴金減免制度における裁量制というのは否定しない。確かに促進するために必要になってくる。ただ、それを今言っている警告とか確約制度というのは同質なものかという話になると、これは違う話です。

それから、今の言い分だと逆に警告は幾ら公正取引委員会に約束しても事業者が一方的にそれに従わなくても一向に構わぬものだという認識ならば今の言い分は通るかも分からないけれども、警告だってそれは役所に対してきちんとこういう措置は採りますという約束をして、それを遵守させること、又は約束を守ることを前提にやっている処分であるし、実際にも警告の効力というものは約束した事業者はそれを遵守しているというのは事実なわけなので、それは基本的にはそういう制度なのであって、それとここに書いてある裁量型課徴金とか課徴金減免制度におけるものと同一になるものではないので、それを一緒に議論すると非常におかしな話になるので、調査手続ということに絞って議論すべきであり、確約、コミットメント制度みたいなものをどうするのかという議論はあるとしても、調査手続を促進するか促進しない議論というのは別な議論ではないですかという趣旨ですが、いかがですか。

○岩成公正取引委員会官房参事官 直接的に調査のプロセスに関係するかということ、直接ではないのだと思えます。ただ、調査の最終盤のところでもそういった事件の処理のやり方

があるということになると、先ほど来出ているような公取の審査官側と企業側の対立的な構造というものは変わってくる可能性というものが出てくるだろう。それは冒頭に申し上げましたような協力のインセンティブとかといった形でも変える契機にはなり得るのだと思うのですけれども、それ以外にもこういった事件の最終局面で協調的に事件を終結させる仕組みを採り入れることによって、そこは変わってくる可能性もあるだろうということをお願いしたいということです。

○村上委員 出てくる場面が同じかということ、EU のコミットメント制度が使われるのは、カルテルでのセトルメントというのは別だけれども、それ以外のコミットメントが使われるというのは、実際には独占的事業者、マイクロソフトとかグーグルあたりが問題となる場合に行政当局とこういう趣旨でここまでならやめようという形の議論の話で、それでお互いに話し合いがいたらそれで終わりにするという手続ですから、それは日本の今の警告制度でやれないかと、結局効力的には同じものではないですかということです。

○岩成正取引委員会官房参事官 それはまさに1点目に戻りまして、実効性を確保する手段をしっかりキープできるような仕組みを作るかどうかということが今の警告とは違うということだと思います。

○村上委員 それを言われると逆に警告制度みたいな曖昧なものはむしろ廃止して、コミットメント、EU の確約みたいにしろというのは大賛成な話なのであって、警告自体が行政指導だといって不服申立ても一切できなくて、そういう効力のものを逆に残してあるからそういう議論になるのであって、それだったら警告を廃止してコミットメント一本に絞ればはるかにいい制度だという話になりませんか。

○小室公正取引委員会審査局審査企画官 回答漏れがございましたので、私のほうから可能な限り回答させていただきます。

村上委員から御質問がございました外国の事業者を調査する際に、弁護士に立会いを認めているかどうかということでございますが、結論から申し上げますと、供述聴取時におきましては、外国人であろうが日本人であろうが弁護士の立会いというのは認めていないということになります。一方、減免申請の話をお聞きされましたので、減免申請の際にどうしているかということでございますが、この場合にはもちろんケース・バイ・ケースではございますけれども、申請の際には私どもの担当部署に来る際には、外国人を問わず弁護士の方に一緒に来ていただいて御報告を聞くということは実務として行っているところでございます。

また、例えば審査段階におきましても、供述聴取時の立会いにつきましては御遠慮いただいているわけでございますけれども、例えば陳述書を出したいという御相談があったときにどうするかということにつきましては、状況に応じまして対応しているという実務の状況でございます。

もう一点、村上委員以外の方の御質問で先ほどの山口の回答に補足をさせていただきますが、榊原委員から懲戒請求のお話、もし弁護士の問題行為が秘匿特権の関係等々であれ

ば、当然日本には懲戒請求というものがあるので、それがワークするのではないかというお話で、山口のほうが短く回答してしまったのですけれども、申し上げたいことは、懲戒請求がどういう実態であるかということについてはなかなか公正取引委員会としては分かりにくいところでございまして、こういった弁護士の方々の非協力事例について、こういったことをするかということについて、内部的に検討したことがあったかなかったかということについてはお答えを差し控えますが、一方で、弁護士が違法行為を懲慥したりとか、自ら罪証隠滅とか犯人隠匿等の違法行為を行ったことが理由で懲戒処分が行われたという事例は、私どもが公表されている資料で見た限り余り見られないということもございまして、私どもとしましては、どういうふうに懲戒請求したらいいのかよく分からないということもございまして、これはハードルが高いのではないかと現在のところでは考えているというところがございます。

私からの補足は以上でございます。

○松尾公正取引委員会経済取引局長 矢吹委員から御質問がございました。国会における附則に基づいた検討が現在ここで行われている、また、衆議院経済産業委員会の改正法の審議のときには附帯決議も出ている、そういった中で前向きに検討するよというということも書かれており、それが立法府の意思であり、立法府からの指示ではないのかということも前提に、今日の公正取引委員会の説明を聞いていると検討の必要なしといったようにも聞こえるといった趣旨の御発言だったかと思えます。

これにつきましては、我々としても検討の必要がないということを行っているわけではございませんで、検討するに当たりましては、手続保障ということも重要な観点でございますが、日本市場における競争秩序、これを維持していくという観点から見れば、違反行為を認定しこれを排除していくといったものの基礎となります実態解明機能、これも同じように重要なものであるということでございますので、立法府からの指示に基づく検討というところにおきましても、公正取引委員会といたしましては、この2つの観点についてバランスの取れた検討をしていく必要があるのではないかと考えておるところでございます。そういった観点から我々は現状の法制度なり、欧米と日本の法制度の差なりを前提に公正取引委員会として現時点でどう考えるかということについて、今日御説明させていただいたということもございまして、決して検討の必要がないといった姿勢で我々臨んでおるわけではございません。そういった実態解明機能と手続保障のバランスについて、慎重な検討を行っていただくことが必要なのではないかとこのことを御説明させていただいたつもりでございます。

○矢吹委員 その件について、1つだけ確認ですけれども、そうであればその2つを今日のプレゼンも含めて公正取引委員会でお考えになって、こういうふうにしたら両方のバランスが取れるのではないかとこのことをまた御提案いただけると理解していいですか。今日の話は、いずれも必要ないという結論に聞こえたのです。

○松尾公正取引委員会経済取引局長 今の御質問につきましては、懇談会の場で、これま

で経済界、公正取引委員会と同じような行政調査をやっている役所、弁護士の方々とかがヒアリングの対象になっており、その1つとして今日公正取引委員会もヒアリングの対象になっておるということをごさいます、公正取引委員会としての現状の考え方を述べさせていただきますというごさいます。

ただ、いずれにいたしましても、この懇談会の場においては附則の規定に基づいた検討が、これまでのヒアリングの結果等も踏まえて引き続き継続されていくということをごさいますから、そこにおける議論なども踏まえて、公正取引委員会としても検討を行っていくということなのではないかと考えております。

○村上委員 私の答えてもらった回答に対する質問をもう一回させてください。

私の質問に対する回答は、外国の企業が日本に対して減免申請をするために代理人と一緒に公正取引委員会に来たいといった場合に、減免申請のためにはそれは弁護士立会いも認めるということよろしいですか。

○小室公正取引委員会審査局審査企画官 実際、ケース・バイ・ケースと申しましようか、支障があるかないかという判断はあろうかと思ひますけれども、実務として日本、外国に限らず減免申請の際に弁護士の方が立ち会っているということは実態としてごさいますということをお紹介させていただきます。

○村上委員 私も当然そうだと思ひますし、逆にその場合の減免申請を外国事業者がするということは、基本的にカルテルを認めたと、違反行為を自ら認めて減免申請しているわけなのです。その後事情の説明とか事実関係の説明に外国企業が自分のところの関与した役員若しくは従業員について、日本に赴きます、公正取引委員会の事情聴取に応じきちんと説明しますと申して、ただし、今の実務慣行ですから、当然弁護士立会いなしでは絶対に応じないのであって、弁護士立会いの場で事情説明しますと申した場合に、公正取引委員会はなぜ弁護士を立ち会わせて事情聴取をするのを拒否する理由があるのですか。むしろ認めて協力してきちんと供述するといっている外国事業者、弁護士さえ立ち会えば日本に出向いてでも事情聴取に応じるという外国事業者になぜ弁護士立会いを認めないという必要があるのですかということが次の質問になります。

○山口公正取引委員会審査局企画室長 お答えいたします。

それは外国の事業者に限らず日本の事業者も同様でございまして、減免申請者だからといって全ての事実を協力的に供述してくれるとは限らない。むしろ減免申請の要件を満たすための内容は自分の権利を確保するためにきちんと話していただくことが多いと思ひますけれども、それを超える内容については話さなくて済むのならば話さないことが利益である。そういう対応を採ることが通常だと我々は理解していますので、先ほどおる御説明した弁護士を立ち会わせることによる弊害、実態を供述調書で取れなくなる弊害というものは、減免申請者の従業員の事情聴取であっても同じであるから、外国事業者と日本の事業者とを問わずそれは認めていないということをごさいます。

○村上委員 今の説明を聞きますと、逆に国際的な調査慣行ではむしろ外国に対して減免

申請した場合、日本企業が例えばどこの国の当局に減免申請していった場合であって、日本の企業が自分の会社の弁護士を付けて事情聴取に応じたいと言ったときに、外国競争当局が事情聴取を行っている場合は幾らでもあるわけですが、その場合と公正取引委員会の対応は全く違うということを説明しているわけですか。

○山口公正取引委員会審査局企画室長 全く違うと評価すべきかどうかはよく分かりませんので保留させていただきますが、日本の企業が海外の当局の調査を受ける場合には、当該海外の国のルールに従ってやっているということだと思います。

○宇賀座長 既に予定した時刻を過ぎておりますけれども、先ほどの榊原委員の御発言は、論点整理の前に議論のための会議を開くことを検討すべきという趣旨でしたか。

○榊原委員 今日全部言えなかったこともございますので。

○宇賀座長 追加の質問をしたいということですか。事務局、それについてはどうでしょう。

○品川独占禁止法審査手続検討室参事官 公取は今日来ていただいているのはヒアリングということでやらせていただいておりますけれども、次回以降も公取自体は出席していただきますので、次回の会議の場で御質問いただくということは当然可能でございます。そこでお答えいただくこともできますし、あるいは早目に質問をいただければ、用意していただいて、次回の冒頭公取からお答えいただくということは可能だと思います。

○宇賀座長 今日、事前に30分程度の延長はあり得る旨、皆様にお伝えしているのですが、追加の御質問がありましたらお願いします。今井委員、どうぞ。

○今井委員 どうもありがとうございます。

質問といいますか、今日の議論を聞いていて、今後の検討においてどういう方向性を持ったらいかという点に関する感想なのですが、矢吹委員がおっしゃったことはとても大事だと私も認識しておりまして、防御権の実効化ということになりますと、今日もたくさん話が出ていますが、まずは弁護士を活用しようとするのがとても素直な発想だとは思っております。

しかしながら、独占禁止法というのは大変専門性の高い法律でありまして、かつ国によって、関係する法律ができたときの背景によっては、非常に緻密なジグソーパズルのようになっている部分もありますので、どこかの局面で弁護士の活用を考えた際に、それがどういう波及効果を持つのかということを慎重に検討するというのが、私たちの役目ではないかと思いました。

その際に、これまで2回目、3回目でも議論があったわけですが、特に弁護士の参考人の方から御意見をいただきまして、弁護士秘匿特権に関する私たちの理解も大分深まっているわけですが、今後仮にそういった概念について更に検討するということであれば、附則が要求する必要な範囲においてではありますけれども、こういった概念を盛り込んだものとしてその権利を考えるか、例えばすぐ分かることは、海外においてもインハウスローヤーには弁護士秘匿特権を認めないという国が多々あるわけでありませ

れども、そういったことについてどう考えるか。あるいは、そもそもインハウスローヤーとはどういう方なのかということですか、英米法で認められたこの権利が、大陸法系の国々には、どういう経緯で導入されてきたのかということなどを冷静に議論することが、恐らくここで検討すべき課題ではないかと思しますので、今、座長が指摘されました、榊原委員がおっしゃろうとしていたもう少し検討の時間をという意味であれば、私はそういう趣旨で賛成でございます。

以上です。

○宇賀座長 ありがとうございます。矢吹委員、どうぞ。

○矢吹委員 1点だけコメントになるのですが、資料の中で JASRAC 事件が取り上げられて弁護士秘匿特権は不要だという判決が出たといわれている、資料 2-2 の 7 ページです。私、JASRAC の代理人なので申し訳ないのですが、誤解があるといけないので補足して説明します。確かにこれは今、最高裁に係っています。弁護士秘匿特権が認められるかという非常に重要な問題を今、最高裁で検討いただいています。

ただし、地裁も高裁もいずれもそういう権利は日本の法制度はないのであるから認められないといっているのですが、他方、判決の執行停止の申立てに対しては、各地裁、高裁も開示すべきではないという御意見で今は開示されていないわけです。

なぜならば、本件で問題となっているのは、事件の 2 年前の弁護士の意見書が JASRAC の事業に関する全ての独禁法の問題を書いた意見書ですけれども、これが公になったときの問題は大きい。したがって、こういうものは開示されていくかどうかは十分に審査した上で検討しなくてはいけない。いずれも不開示の必要性について執行停止決定で言っています。公正取引委員会の説明資料で、裁判所がそういうものは必要ないと言っていると誤解されているのであれば、その点は断っておきたいと思えます。

○宇賀座長 ありがとうございます。

では、16 時半までということで延長させていただきたいと思えます。もちろん所用があまりの委員におかれましては、退席していただいて結構でございます。

時間が限られておりますので、先ほど御質問なさらなかった方を優先したいと思えます。大沢委員、お願いします。

○大沢委員 質問というか要望になるかもしれないのですが、なかなか公取さんのほうから見ればこういった手続を入れられると大変だというお気持ちもよく分かるのですが、それでゼロ回答であるとなかなか前に進まないということもあると思うので、先ほどなたかの委員もおっしゃっていましたが、公取としても考えられる手続の透明性とか防御権の件で、公取としてもここまでとかこういう点だったら理解できるとか、そういった前向きな検討結果というものが論点整理の前までにお聞かせ願えるということであれば、私たちが検討するときにも 1 つの参考になると思うので、そういったことも聞かせていただくことができるとかということを要望したいと思えます。

○宇賀座長 ありがとうございます。泉水委員、お願いします。

○**泉水委員** 済みません、大幅に遅刻しましたので最初に質問しなかったのですが、2点申し上げたいと思います。

1点は、議論の本筋から離れているように見えるかもしれませんが、村上委員からお話があったところで、調査協力を促す仕組みについて、これは私の質問に対して公正取引委員会がお答えになったというところだと思います。この点は私の質問の趣旨は質問票にかなり丁寧に書いたつもりでありますので、是非御覧いただきたいと思います。

とりわけ、確約手続・和解手続につきましては、警告とは違って約束した内容に違反した場合に際してサンクションがかかると先ほど公正取引委員会から説明がありましたけれども、この点が大きいと思います。それが決定的な違いです。もう一点は、裁量型課徴金が導入できれば協力しやすいので、それが一番いいと私は思っておりますが、大きな制度改革なのでこの1年以内には難しいとするならば、例えばカルテルについて和解手続にすれば課徴金が10%減額になるという具合にすれば、非常に硬直的な現在の課徴金制度の下においてもカルテル等に対して協力するインセンティブが働くのではないかと。これは審査の途中からということではありますが、審査の終わりに向けて協力でき、時間も節約できるし両方の当事者が納得できる手続になるのではないかと考えています。

ただ、もちろん制度としては裁量型課徴金制度、課徴金減免制度における提供した証拠の付加価値の程度により順位を決める制度がより良い制度だと思いますので、私は是非ともそれらを導入していただきたいと思っておりますが、最後の確約・和解は多分法律に1行書けば済み、あとはガイドラインを書く程度のもので終わり一番簡単だと思いますので、是非、確約・和解制度を導入していただきたいと申し上げたいと思います。

もう一点、細かいことですが、もうお答えがあったかもしれませんが、立入検査の後に公取が持っていったものをコピーする点です。これについて、コピー機を持ってこさせるということについて書いてあったのですが、これは大企業はそれでもいいのかもしれませんが、中小企業とか田舎の企業にとってはリースするということになるかもしれませんが、それは非常に大きなコストがかかることですから、こういうことについてはコピーを認めているわけですから、コピーしやすくすればいいのではないかと。

例えば裁判所におけるように有料で、少量であればただのようなこともお聞きしたことがあるのですが、少量でも大量でも1ページ何円という形で費用を取りつつ確実にコピーできるようにするということが適切ではないかと思っております。

細かいことを最後に申し上げます。以上です。

○**宇賀座長** ありがとうございます。

公正取引委員会の方、どうぞ。

○**小室公正取引委員会審査局審査企画官** 今の泉水委員の御質問に対して、コピー機の話は審査実務の話でございますので、若干個人的な考えではありますが、回答させていただきます。

コピー機につきましては、少量のものであれば我々もコピー機を持ち込んでくださいと

いう話をすることもないわけですが、やはり税金を使ってコピーしていただくということになりますので、大量のコピーの場合には持ち込んでいただいてやっていただくということで、運用としてやっているところでございます。

ただ、それがお金を払ってもいいから、コピー機を持ち込むのではなくて公取のコピー機を使わせてほしいとか、そういう運用の工夫というものについては実務の中で今後できるだけ検討していけるのではないかと考えているところでございます。

あと一点、かなり前の話で恐縮でございますが、河野委員からの2つ目の御質問で平成19年の独占禁止法基本問題懇談会報告書を御覧いただきまして、そのときはある程度一定の結果が出ている。その後5年間状況は大きく変わったのかという御質問をいただきまして、回答漏れがあって失礼いたしました。

審査局の認識といたしましては、私どもの事件審査において最近確かに不当な取調べという観点でアンケート結果が出たりとかしているようですが、5年前と状況が変わったかと申しますと、そこは変わっていない。逆に平成17年改正に伴いまして、被疑事実の要旨を交付するですとか、閲覧・謄写の規定を設けるとか、そういった適正手続については進んでいるところでございますので、そういう意味では状況は変わっておらず、引き続き今後も適正な調査をしていきたいと考えているところでございます。

○宇賀座長 まだ御質問いただいている方で、追加の御質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。

○榊原委員 質問ではないのですが、確認をさせていただきます。

最初に、松尾局長から手続保障が先行してということで、防御権だけを拡充するのは困るという御指摘があって、それは先ほど防御権の確保がこの場に課された宿題だということと逆の御理解を私はしていました。今まではリニエンシーなどを導入されて、リニエンシーを申請する会社から協力が得られるということで非常に調査しやすくなったのではないかと、では、次は防御権の確保がテーブルに乗って、それで立法府から宿題が出たのだろうと理解していました。

ここまでは私の単なる理解で間違っていれば間違っていますと御指摘いただければいいのですけれども、そういう理解を前提にしますと、ほかの委員の方もそういった御理解をされているのであれば、1年間このテーマだけでこれだけの人数が集まっている。以前の独占禁止法基本問題懇談会のときは、いろんなテーマの中の端っこのテーマでしかなかったと思うのです。だから、そんなに検討もされていないと思うのですけれども、1年これだけ2週間に1回の審議会というのは非常に頻度も高いということで、終わるときに何も成果がないというのは、この会議体として大丈夫なのかということをお聞きして若干不安に感じます。どこかで論点整理が今後出てくるということをお聞きしていますが、例えば素案とかがどこかで出てこないのかとか、そういうことも含めて、先ほどの何名かの委員の方の御指摘と近いのですけれども、そういうこともどこかで事務局からスケジュール感とか今後の計画だとか、御説明いただけたらと思いました。

別に本日というわけではありませんけれども、よろしく申し上げます。

○品川独占禁止法審査手続検討室参事官 今、榊原委員から御指摘のあった点ですけれども、何人かの方から御指摘がありました。今後のスケジュールというイメージを今、考えているところで申し上げますと、次回、これまでヒアリングなどでいろんな御要望が出ておりますので、とりあえず今後御議論いただく論点というものをリストアップする作業というものを事務局のほうで、これまで出た意見としてこういう論点が挙がっておりますということを整理したものを次回、御覧いただいて、それを次回御議論いただく。

そこで御議論いただくのは、個別の論点についてどうするかということではなくて、とりあえず今後議論すべき論点はこういう形で、これにしていきましようという形のものを御議論いただくのかと思っております。

それをパブリックコメントにかけて、広く御意見をいただいた上で、それを踏まえてさらに個別の論点について7月以降御議論いただくということかと思っております。

その上で、個別の論点についてこういった方向でやっていくのがいいのではないかという話が出てきた過程で、それを踏まえて秋以降素案のようなものが作られていくということかと考えてございます。

○宇賀座長 ありがとうございます。

当初、一巡目の質問の後、もう一巡と考えていたのですけれども、時間が足りなくなってしまうりましたが、先ほど事務局からもありましたように、これで質問打ち切りという趣旨ではなくて、今後も追加で質問を出していただく機会がありますので、何か今日質問し足りなかったという点がありましたら、事務局に御連絡をお願いしたいと思います。

失礼しました。川島委員、今日まだ御質問されていないので、お願いします。

○川島委員 先ほどの大沢委員の今後の公正取引委員会に対する検討への要望とも関連するのですけれども、防御権の確保ということとどこまでできるのかという検討と併せて、例えば条件付き、すなわち調査権限の強化についても必要に応じてこの場で議論することもありましたので、調査権限の強化ですとかあるいはもっと簡単な話として、予算だとか人員を補充すれば、そのことが権限強化にもつながって調査の強化にもつながって、それとの関わりの中で今、課題となっているようなものについて具体的に改善ができそうだということも検討できるのであれば、この場でもいろいろ御意見をお聞かせいただきたいと思いました。

以上です。

○宇賀座長 ありがとうございます。

それでは、当初お約束した時間でございますので、これで終わりにしたいと思います。本日は長時間にわたりまして活発に御議論していただき、ありがとうございます。

これで関係各界からのヒアリングは終了いたしました。次回の懇談会では、これまでのヒアリングを踏まえまして、パブリックコメントの手続に付す論点整理の案について御議論いただきたいと存じます。

次回の懇談会の前の週までに事務局において用意した論点整理の案を委員の皆様にお示しさせていただきますので、当日はそれをたたき台にして御議論いただければと存じます。

最後に、次回の日程について事務局から説明をお願いします。

○品川独占禁止法審査手続検討室参事官 次回、第6回でございますけれども、5月30日金曜日の午前10時からということで、場所は本日と同じこの会議室です。8号館の8階特別中会議室ということで予定しております。

以上でございます。

○宇賀座長 本日はお忙しいところ、どうもありがとうございました。これにて終了いたします。